

第百四十七回国
参議院国民福祉委員会會議録第六号

平成十二年二月二十九日(火曜日)
午後一時一分開会

委員の異動

二月二十五日
辞任 脇 雅史君
補欠選任 尾辻 秀久君

二月二十八日
辞任 尾辻 秀久君
松崎 俊久君
柳田 稔君
補欠選任 日出 英輔君
直嶋 正行君
堀 利和君

出席者は左のとおり。

委員長 狩野 安君
理事 田浦 直君
山崎 正昭君
勝木 健司君
山本 保君
小池 晃君

委員

久野 恒一君
中原 爽君
南野知恵子君
日出 英輔君
水島 裕君
今井 澄君
佐藤 泰介君
直嶋 正行君
堀 利和君
沢 たまき君
井上 美代君
清水 澄子君
入澤 肇君

事務局側

常任委員会専門員
大貫 延朗君

参考人

放送大学教養学部教授 神代 和俊君
中京大学経済学部教授 都村 敦子君
日本労働組合総連合会総合政策局長 榎本 純君
全国労働組合総連合会事務局長 坂内 三夫君
千葉大学法経学部助教授 広井 良典君
東京大学経済学部教授 神野 直彦君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○年金資金運用基金法案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)
○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る二十五日、脇雅史君が委員を辞任され、その補欠として尾辻秀久君が選任されました。

また、昨二十八日、松崎俊久君、柳田稔君及び尾辻秀久君が委員を辞任され、その補欠として直嶋正行君、堀利和君及び日出英輔君が選任されました。

○委員長(狩野安君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に放送大学教養学部教授神代和俊君、中京大学経済学部教授都村敦子君、日本労働組合総連合会総合政策局長榎本純君、全国労働組合総連合会事務局長坂内三夫君、千葉大学法経学部助教授広井良典君及び東京大学経済学部教授神野直彦君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(狩野安君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案を一括して議題といたします。
本日は、三案について参考人の方から御意見を聴取することといたしております。
この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。
本日は、御多忙のところ、当委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。
参考人の皆様には忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。三案の審査の参考にさせていただきます。と存じますので、よろしく願ひ申し上げます。

次に、議事の進め方でございますが、まず参考人の皆様からお一人十五分ずつ順次御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきます。と存じます。

なお、意見の陳述、委員の質疑及び参考人の答弁とも発言は着席のままで結構でございます。

○参考人(神代和俊君) 今回の年金改正法案は少子高齢化が従来予想していた以上のスピードで進行していくに伴う年金財政の収支バランスをとるということを基本的な枠組みにしていると思えます。

御承知のように、平成九年一月の人口推計と平成四年九月の人口推計との差を見ますと、男女平均の六十五歳時点における余命年数が二十三年から二十一・一年に四％増加しております。また、合計特殊出生率は一・九一から一・六一に低下をいたしております。

その結果、二十歳から六十四歳の人口を分母にいたしました六十歳以上人口を分子といたしますと比率をとりますと、新しい人口推計では、二〇五〇年時点において六四・六％にまで増加する、これが同じ数字は二〇〇〇年時点では二七・七％、二〇二五年では五〇・二％でございます。言いかえますと、二〇〇〇年時点では働く人三・六人に一人の割合で高齢人口が存在いたしましたが、二〇二五年にはこれがほぼ二人に一人、二〇五〇年時点におきましては一・五五人に一人という大変大きな負担を負うこととなります。

このような死亡率の低下あるいは平均余命の伸びによりまして、年金給付総額は四％ほど増加すると見込まれます。

高齢人口比率のこのような上昇によりまして、

実質的に賦課方式に近い現行の年金方式では、年金給付総額の増加を賄うための現役世代の厚生年金保険料率が最終的に三・四・三、国民年金保険料は二万四千三百円にまで増加すると見込まれます。これを将来、現役世代の負担可能な限度にまで抑えるためには、給付の伸びをできるだけ抑制する以外に方法がございません。特に、新旧人口推計の比較を見ますと、二〇二五年以降二〇五〇年までの負担が特に大きくなることが予想されます。

以上の要因のほかに、成長の鈍化に伴って賃金上昇率が低下し被保険者の伸びが低下するなどの問題が生じますが、それによる負担増加の見通しにつきましては、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りが、お手元のメモにありますような形で同程度ですべて低くなった場合には最終保険料率にはほとんど影響を及ぼさないと推計されておりますけれども、私見では、成長鈍化によって失業率が上昇したり、あるいは被保険者の減少が生ずることも考えられますので、その影響はもう少し厳しくなるのではないかと考えます。

このような予想以上の高齢者負担の増加に際して、将来の働く世代の負担を負担可能な限度内ギリギリに抑えていくということから、具体的には保険料率を現行給付水準で放置した場合の三・四・三にもなるものを二・六程度にまで抑えたいということ、そのメモに書きましたような四つの基本的な手段の組み合わせによりまして将来的な保険料率を抑えたい。

特に、六十五歳以降の年金額を賃金スライドをやめて物価スライドのみにするということが四％ほど保険料の伸びを抑制する効果があると考えられます。また、報酬比例部分の年金の支給開始年齢を二〇一三年から段階的に六十五歳に繰り下げることによって三％ほど抑制できるはずであります。その他はそこにあるとおりなので省略いたします。当初、年金審議会におきまして御答申申し上げ

ました案と改正法案とは二つの点で御承知のように違いがございます。保険料の凍結と基礎年金国庫負担の三分の一から二分の一への引き上げということ、これは政治的な御判断によるものであります。また、それによって最終保険料率は二・五・二％になるものと予想されます。さらに、以上の改正に加えまして総報酬制を導入いたしますと、最終保険料率は現行給付水準維持の場合の二・六・七％から一九・六％に引き下げられると見込まれると思ひます。

今回の法案のもとになりました審議会答申におきまして、女性と年金の問題は非常に複雑な問題を含んでおりますために早期の検討ということにゆだねたわけでございますが、私としては、この法案ができるだけ早く成立されまして、懸案の女性と年金に関する諸問題が速やかに検討を開始されることを希望いたしますと思ひます。

最後に、今次改正案につきましては、各方面から負担と給付のバランスをとることのみ最終して、いわゆる抜本改革になつていないとの批判がござります。

基礎年金を目的消費税による案につきましては、そこへ書きましたような三つほどの大きな難点があるかと存じます。

一つは、現行消費税の益税などの欠陥を抱えたままではまずい。やはりインボイス方式を導入することが前提になるのではないと思ひます。

第二に、消費税を最終的には一五％以上に上げなければ、現行の消費税の扱いにもなりますが、一五％以上に引き上げなければならぬことになり、その政治的な実現可能性が極めて危ぶまれること。また、政権の交代による政治的不安定が懸念されることでもあります。

第三に、また前回、消費税の引き上げの際の駆け込み需要やその反動が大きかったことを考えますと、それがさらに増幅される危険が大きくなり、経済的にも大きな危険性をはらんでいると考えます。しかしながら、一九九〇年代の経済低迷やデ

ローバリゼーションの中で噴出してまいりました超低金利、それに伴う年金財政、特に企業年金の財政の悪化等、そうした諸問題に加えまして、人口推計の精度あるいは不確実性、さらに総人口及び労働力人口が二十一世紀には間もなく減少に転じます。二〇〇五年ごろから労働力の総数が絶対減に転ずると思ひますが、それによる経済成長率の鈍化の見通しなども考慮いたしますと、国民の年金制度に対する不安を除去するためには、スウェーデンが一九九九年から改正をいたしましたいわゆるスウェーデン方式、これは簡単にそこへ書きましたように拠出建て賦課方式の単一所得比例年金、最低保障をつけたものでありまして、それから経済調整スライド方式、さらに平均寿命の伸びを給付に自動的に反映させる除数方式等、大変画期的な考え方を含んでいると思ひますが、これに準じた抜本的な改正を次期財政再計算に向けて準備すべきではないかと考えます。

もちろん、スウェーデンの社会保障制度は我が国と多くの点で異なるわけでござりますので、単純な制度の引き写しは非常に困難であります。我が国の現行の分立した年金諸制度間の統合をいかにして図るか、特に国民年金の一号被保険者を統合できるかどうか、極めて政治的に困難な課題を含むものと予想されます。したがって、そうした単純な引き写しは非常に困難と思ひますが、スウェーデン方式も参考にした検討が必要になるかと考えます。

いずれにいたしましても、我が国の現状では、いわゆる抜本改革と現行制度からの実現可能な移行措置に関する検討がほとんどなされていらないと思ひます。したがって、このような現状におきましては、まず今回提案されておりますような改正を速やかに実現しておく必要があると考えます。以上です。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。次に、都村参考人をお願いいたします。都村参考人。

○参考人(都村敦子君) 都村でございます。年金制度改正案について意見を述べさせていただきます。

お手元に資料をお配りしてあります。まず最初に、年金制度改正案の評価についてですけれども、今回の年金制度改正案は年金財政の安定、生活水準の維持、それから世代間、世代内の公平の確保という三つの問題を解決するための基本的な方向を目指しています。

それで、改正案の基本的な考え方、給付の上昇を抑える四つの手法、そして年金制度の仕組みを改善する五つの手法、さらには積立金の運用の改革、いずれについても適切なものと評価できます。二十一世紀へ向けての厳しい挑戦に取り組む第一歩は国民のコンセンサスの形成に努めることにあると思ひます。負担及び給付に関する適切な情報の伝達と一般的な認識を高めることが必要とされます。

今回の年金改正に向けて、今までにない徹底した情報公開や調査が行われた点も評価できます。五つの選択肢の公表、年金審議会の議事録とか資料の公表、年金白書の刊行、公的年金制度に関する大学生アンケート調査、それから年金改革に関する有識者調査などがあります。

改正案の基本的な考え方についてですけれども、まず保険料負担については、現行制度を維持していくと保険料負担が約二倍ぐらになるというところになっていくので、将来世代の保険料負担を過重なものとし、無理なく払える負担の範囲内ということが基本的な考え方になっております。

それから、年金給付については、制度を見直しても現在の高齢者が受給している年金額を削減することのないようにする、それから現在受給している人の年金もこれから受給する人の年金も少なくなると物価の伸びに応じて上昇していく、安心して暮らせる年金額を保障するというところであります。二十一世紀に向けた政策の重要な側面は世代間

の公平の問題であると思います。退職して年金を受けている者は幸せになるだけども、働く世代の方は負担に押しつぶされて生活が非常に苦しくなるといふ社会は望ましくないと思います。人口構成の変化に柔軟に対応できるように、年金給付の方もある程度削減するとともに現役世代の負担も幾らかふやすという方向での改正が必要だと思います。

支給開始年齢の引き上げについては十分な年数をおけるということで、男性は二〇一三年度から二〇二五年度、女性は二〇一八年度から二〇三〇年度まで、三年ごとに一歳ずつ六十歳から六十五歳へ引き上げることになっております。

改正案の内容ですが、まず厚生年金の五%適正化という手法ですが、まず厚生年金の五%適正化というところで、公的年金のカバーする範囲はどの程度かというのが問題になるわけですから、現在の厚生年金の給付水準は平均的な高齢者世帯の消費支出の約九四%をカバーしております。この五%適正化が行われた後は消費支出の約九二%をカバーすることになります。

年金改革のキーワードとして大事なものは安心と信頼と公平です。今回の改正では、四つの指標を組み合わせることにしまして年金水準の引き下げは五%と小幅にとどめることができたわけです。

二番目はスライド制で、これは将来世代の負担の上昇を抑える必要があることから、賃金スライドをやめて物価スライドのみにする、年金の実質価値が下がることはないということです。諸外国でも年金受給者は物価スライドのみという国が多いわけです。

三番目は厚生年金の支給開始年齢の引き上げですけれども、六十五歳からの平均余命が延び、それから年金受給期間も延びていることや六十五歳現役社会への移行ということを見据えて年金制度を設計する必要があるということです。六十五歳までは若い世代からの仕送りによって暮らすのではなくて、就労によって自立して暮らすことがで

きるような社会にすることが必要だと思います。

それから、四番目は六十歳代後半の在職老齢年金ですけれども、現役世代の負担が重くなっていることを考えますと、六十歳代後半の在職者に年金が満額支給されるということは現役世代の理解を得にくいと思います。在職者に負担を求めるとともに、厚年の支給も一定の制限を行うこととであります。

それから、制度の仕組みを改善する五つの方策としましては、一つは国民年金保険料の半額免除制度ということで、これは低所得者を対象に年金の減額を防ぐということとあります。

それからもう一つは学生の特例制度で、これは大学生のアンケート調査をしたんですけれども、三五・四%の大学生が在学中は保険料納付を猶予して社会人になってから学生時代の分もまとめて支払うような、そういう仕組みを導入すべきだといふふうな答えをしているわけですね。今、親が払っているケースが多いんですけれども、この改正が通りますと自分の年金は自分で負担することになります。社会的な常識にかなうと評価しております。

それからもう一つは育児休業中の保険料免除ですけれども、これは将来の年金制度を支える子供を育てる世代を支援するというところで、被保険者に就いて事業主の方も免除することとあります。

この半額免除と特例と育児休業中の保険料免除は本年四月の実施を計画しているわけでありまして、その次は総報酬制ですけれども、ボーナスについても保険料と給付の算定基準とする方式に改めるといふことで、世代内の公平を確保するということとあります。

それから、基礎年金に対する国庫負担割合の引き上げについて改正案で明確にされたということとあります。国庫負担割合の二分の一への引き上げによりまして、保険料を負担可能な水準に抑えて制度を安定させることができます。できるだけ

早い時期に実施することが望まれます。

その次は、年金福祉事業団の解散と年金積立金の自主運用の体制の構築であります。

年金福祉事業団が行ってきた還元融資の整理については、地域経済や雇用、あるいは年金制度の加入者や年金受給者に悪影響の出ないよう配慮された内容になっておりますし、それからまた新しい年金積立金の自主運用の仕組みについては、被保険者の利益という運用の目的が明確にされておりました。現役世代の負担の軽減という形で被保険者の福祉の増進が期待できます。

今日、私たちの退職後の生活は公的年金なしでは考えることはできないわけです。今回の改正案の基調には公的年金は今後も社会連帯の理念に基づいて実施するという原則が貫かれておりまして、これはとても信頼できるし、安心できる点だと思えます。公的年金が将来にわたって確実な年金を支給できる制度にするために、改正法案の早期成立が望まれます。

それから、第二のところでは国際的な視野から見てみたいと思います。人口構成の変化が公的年金支出総額に及ぼす影響であります。

現行の公的年金制度を維持する場合、我が国の公的年金支出は先進諸国の中で最も急速に増加します。これはOECDが予測しております。我が国の公的年金支出の対GDP比は一九九五年には六・四%で、英語圏諸国よりもやや高いんですが、ヨーロッパの主要国に比べるとかなり低いんです。しかし、現行制度を維持する場合にこの比率は二〇二〇年には一四・三%となりまして、英語圏諸国の平均の約三倍、それからまたヨーロッパ諸国の多くの国よりも高くなると予測されているわけです。これは表一のところにデータを掲げてございます。

既に高齢化の進行していたヨーロッパ諸国では、急増する費用負担に対処するために一九八〇年代から年金改革が行われてきました。それは年金財政の支出の抑制、収入の増加、それから公的年金と私的年金間のバランスの見直し等が行われてきました。

てきました。表二では、年金支給開始年齢について、それは三十年くらい前から六十五歳という国が非常に多いんですけれども、女子については六十歳というところもあつたわけですが、それが二十一世紀の初頭に六十五歳に引き上げられるということとあります。

人口高齢化のテンポは世紀の変わり目以降加速すると予測されています。今その対策を講じなければ、高齢化がピークになる二〇二五年以降、問題がますます顕著になるわけですから、年金改革は現在の我が国にとって緊急の課題であります。

三番目に、改革のパッケージというところで、あるプログラムにとつてかつては外生的要因であると考えられていたものが現代社会では内生的要因となり、他の諸要因との相互影響が当該プログラムにとつて不可欠な部分となつております。公的年金制度はまさにその最たる例であるといふべきであります。

財政上の配慮のほか、全体として次のような結果をもたらす改革のパッケージが必要とされると思えます。特に、高齢者雇用の促進とか現役世代への支援とか、あるいは高齢者を含めた国民の意識の変革などです。特に、年金制度を支える側をふやすということです。それは大事なことでないかというふうに思います。

第一点は、ライフコースに関する個人の選択の幅を拡大するというところであります。健康度と個人の嗜好に従って年齢のいかんを問わずどれだけ就労するかを選択に關して最大限のフレキシビリティが与えられることであります。

二番目は、退職後の所得の公的年金部分と公的年金以外の収入源との最適ミックスを考えること、これは私的年金とか稼働所得とか貯蓄とかであります。

三番目は、医療、介護、子育て支援など生活を支える社会保障基盤を整備することとあります。これは年金制度の安定や年金の実質価値を高めることにつながります。年金積立金の一部を有効活用するというようなことも考えられる必要がある

と思います。

四番目は、現役世代の男女が仕事と育児や介護の両立を図ることができるような環境を整備することです。

五番目は、女性が働くのに水を差すような社会保険、税制上の障壁を取り除くことです。

六番目は、アクティブ・エイジング・ポリシーを推進すること、これは高齢者に経済活動や社会活動に参加しプロダクティブな人生を送ろうとする人々をサポートする政策を再構築することです。

七番目は、社会のあらゆる分野における男女平等が確立されること、これは例えば男女の賃金格差など社会の実態が年金の給付水準に反映されるわけです。現在でも厚年の老齢年金の男子の平均に對して女子はその五四・七％なんです。ということがありますので、やはり男女共同参画社会を目指すことが必要だということに思います。

それから八番目は、学校、企業、地域などさまざまな場や機会を通じて社会連帯意識の醸成、福祉教育、年金教育の推進を図ることです。年金制度の設計、展望、見直し、改革等においては、経済的な考慮のみならず広範な社会的考慮が必要とされます。長期にわたる経済的、社会的趨勢を視野に入れることが肝要であろうと思われ

ます。

以上です。

○委員長(狩野宏君) ありがとうございます。次に、榎本参考人をお願いいたします。榎本参考人。

○参考人(榎本純君) 榎本でございます。本日は意見を表明する機会をお与えいただきましてありがとうございます。委員長初め当委員会の先生方に冒頭まずお礼申し上げたいと思います。

さて、今回の年金改正法案でございますが、総合的な評価をいたしますと、私どもは、これは現在の我が国の公的年金が必要としている改革を避けて通り、そしてその給付の水準を引き下げると

いう非常に狭い財政論的な観点に終始している。

その結果については、これから年金を受け取る世代、特に若い世代に對して国の年金に対する信頼感を損なう結果を呼ぶのではないかと。端的に申しますれば、これは改革というよりは改悪の内容であらうというふうに考えるところでございます。

年金は年金だけで単独に存在しているわけではありませんが、高齢者の生活を支えるという意味から申しますと、医療や介護あるいは雇用といったようなさまざまな条件と相まって、一つのセーフティネットと申しますか、生活の支えを構成する、その中の重要な柱が年金だということに思います。したがって、年金の制度を手直しするという場合にはその全体像を示すことが特に重要だろうと思えます。

現在、政府は年金、医療、介護、少子化対策、こういった社会保障制度全般の改革に向けた有識者会議というものを設けて提言を取りまとめる作業を既に始めておられるわけで、そうであるとしたら、その提言を受けた上で、あるべき年金の姿、年金の役割というものを総合的に検討するのが筋ではないか、そのように考えるところでございます。

年金をめぐる条件は確かに今お二方の先生からる指摘されましたように大変厳しいものがございまして、同時に、暮らしの将来像や見通しがないまま、負担と給付の財政論の枠内だけで、結論から出てくるのが給付抑制というだけでは、この現在の厳しい環境の中で本当に国民合意と呼べるものにはならないのではないかと。私どもは、社会保障制度というのは、イデオロギーやあるいは政党の立場の対立のテーマというよりも、国民生活のあるべき姿という点で本当の合意をつくっていただきたいというふうに考える。その点から、以下、幾つかの点について申し上げたいと思えます。

現在の公的年金制度の危機というのは、実は財政上の危機というよりも、その制度に対する信頼の危機だということに思います。このことを端的

に示しておりますのが、しばしば指摘されております基礎年金制度の空洞化という現象で、先月下旬に社会保険庁が発表いたしました九八年度の数字で見ますと、最近では払うべき人の半数近くが保険料を納めない。この状態はますます急速に深まっております。これは納めない人の問題もあっております。制度に對する信頼が急速に弱まっております。このように思えます。

こういう方々は将来無年金者になるか、あるいは出ても極めてわずかな年金しか受け取ることができない。その意味で、既に国民皆年金という我が国が掲げてきた政策目標は事実上空語になってくる、これが現在の我が国の公的年金制度の本当の危機だろう、そのように考えます。

二十一世紀に向かつて我が国の公的年金が直面している最も大きな選択は、この国民年金の空洞化という事態に對してどういう方向をとるか、つまりそれは国民皆年金という政策的な目標を本当に実現するために制度の抜本的な見直しを図るか、あるいはそうではなくて現行の制度の延長上で国民皆年金というスローガンをおろすのか、この選択だろうと思えます。冒頭、今回の改正法案が必要なる改革を避けて通っていると申しましたのは、まさにこの選択について一つも明らかな態度をとっていない点であります。

私どもは、国民皆年金という理念を本当に実現するために、基礎年金制度は近い将来保険方式ではなくて税を財源にするシステムに改めるべきだ、このように考えます。それに向かつての一つの非常に大きなステップとして、現在の基礎年金の給付額に對する公費負担割合を現状の三分の一から二分の一へ直ちに引き上げるべきだということに思えます。これは前回改正のときに国会御自身が合意をされた内容だったはずでございます。これを次回改正までというふうに言えは十年先送りの話になってしまう。この点、ぜひとも先生方に御留意をちょうだいしたい、そのように思うところでございます。

次に、冒頭申しました二番目の点、非常に大きな水準の引き下げであるということでございますが、これは今お話しがありましたお二方のお話と若干というか、かなり違うかもしれません。

お手元にこういうリーフレットを、私どもが組織内で議論するためにつくりましたものを配っていただいておりますので、ちよつと中をおかけいただきたいと思います。開いていただきますと、内側の左半分に、昭和六十年改正以降今日までたどってきた経過と、それから今回の政府案が示している将来像というものを図で示してございます。幾つか私どもが置いた仮定もございまして、すべてが厳密なものというふうには申し上げませんが、一応のめどをつけることができるのではないかとこのように思っています。

政府案では、将来とも現役労働者の賃金の約六割を保障する、こういうふうには言っております。厚生省資料ではもう少し詳しく、現状は六二％であるものを五九％保障するんだ、このように説明をして、今回の改正案が給付水準の切り下げといつてもさほど大きなものではないという印象を世間に振りまいていくわけですが、しかしこれは現実からはかなりかけ離れた数字だということに申し上げなければいけません。

まず、現状の水準でございます。現在の制度が将来に約束している水準はどの辺にあるのか。これは厚生省の公的な数字ではしばしば二十三万円ということが言われてまいりました。これは九四年の価格水準で、現在国会に提出されている法案の内容では九九年価格で二十四万二千円というふうに表示をされているかと思えますが、私どもの資料ではあえて広く使われてまいりました九四年価格で数字をお示してございます。それが左から二番目です。

しかし、実は前回改正で賃金スライドの方式が賃金総額スライドから手取り賃金スライドに切りかえられまして、将来の賃金スライドの率に引き下がる率が見込まれております。その低くなるスライド率を適用した場合にどうなるか。

これは年金審議会の資料にも、それから最初の年金白書にも収録をされている厚生省自身は正しい数字ですが、二十一万一千円というのが現在の制度が将来に保障している本当の水準です。これは十一年度価格に直すと二十一万八千円程度、三・一%の引き上げでありますから二十一万八千円程度になるかと思ひます。

二十一万八千円というかなり潤沢なように見えますが、ここには条件が幾つかござひます。

一つは、これは年金の総額であつて、年金生活者はここから税、社会保険料を負担しなければならぬといふことです。所得税の負担がかかる人はかなり少ないと思ひますが、一番大きいのは国民年金の保険料です。現在でも高齢者の人たちは約一〇%の公租公課の負担をしております。しかし、例えば今度の四月から介護保険制度が始まりますといふと、年金受給者は年金からその保険料を差し引かれ、こういうことになるわけで、二〇二五年といふ今回の改正ターゲットを見ますと、これは一〇%ではおさまりません。先ほど私どもの勝手な仮定もあると申しましたが、仮に一五%が膨らんでいくといふふうになりますと、現在の制度のままでも将来の世代の手取り額は二十一万一千円ではなくて十八万円、こういうことになるわけでござひます。

もう一つ問題なのは、ここで言われている数字といふのは、夫婦とも六十五歳を超えて、そして夫婦とも一カ月も休むことなく二十歳から六十歳までの四十年間保険料を払い続けた、こういう理想的なケース、つまりモデルケースでござひます。実際にはそんなことはないで、例えば途中で転職をすることがあればその間失業状態もあり、いろいろな事情で保険料を納められないような時期が長い人生ですから扶養することは当然でござひます。雇用流動化といふような議論があるとしたら、そういう傾向はむしろ強まってくるかもしれません。そういう意味で、平均的な水準といふのはこのモデルよりも一割程度ぐらゐ低いといふふうになります。

解をしていいのではないか。それが下の方に書いた数字でござひまして、それを当てはめますと、将来の二〇二五年段階での年金額といふのは、九四年価格で申しますと総額で十九万円ぐらゐ、手取りでは十六万円程度、これが現在の制度が将来の世代に約束している実際の水準です。

これを高いから引き下げろといふ根拠はないのではないかと私も考へました。しかし、今回厚生省が出している、政府が提案している内容は、この高さをさらに一割程度削減しようといふ内容でござひます。

どのような形で約一割かと申しますと、それが一番右側の絵でござひますけれども、まず一番上の老齢厚生年金といふ部分を五%削減する、これは法規定そのものに入っている数字です。しかし、これは二階だけの五%ですから、下に本人の基礎年金と配偶者の基礎年金、これを合わせたものの、全体でいいますと五%ではなくて二%程度にすぎません。

しかし、重要なことは、これはもう始めた時点の水準だといふことです。受け取り始めてから後、これは法律で決められているものではありませんが、今回の政府提案の中に重要な項目として、非常に大きな項目としてありますのが賃金スライドの停止です。この賃金スライドの停止を厚生省当局は財政効果の面で七%程度といふふうに見ているので、したがって出発点における二%ダウンと、それからもう始めてから生涯を通じての水準がそれに対応して下がるとすれば約七%ぐらゐ、足して九%程度、本当は掛け算ですから、精度を若干犠牲にいたしますと約一割、こういうことになるわけでござひまして、結果、出てくる数字はそこにあるようなものです。

したがって、モデルではなくて平均的な給付水準といふことになる、下にありますように総額で十七万円程度、手取り額では十四万五千円ぐらゐ、これは九九年価格に直しても十五万円弱ぐらゐでござひます。これは、全国六段階に分かれております現在の生活保護基準と比べた場合に、東京や大阪のような大都市圏ではほぼそれに見合う数字にすぎません。しかも、生活保護の場合には一切の公租公課から解放されているわけですから、実質的には一銭も自分では負担する必要のない生活保護基準よりも四十年間宮々と保険料を納めて受け取る年金の方が低いという逆転した状況になるわけで、このようなことが実現するのであれば、一体だれがこういう年金を保険料を払って支えようといふ気になるでしょうか。

私どもは、単に水準が千円下がったとか二千元下がったとかという額の問題にしているのではなくて、年金制度に対する信頼そのものを根本から損なう、既に損なわれつつあるものが一層ひどいことになる、こういうことでこの内容に反対しているわけでござひます。

それではどうしたらいいのかといふことでござひますが、私どもは公的年金といふのは基本的に現役世代から親の世代への一つの仕送りのシステムだと思つております。仕送りという観点から考えますと、現役の世代の所得と年金水準との間に一定の割合を将来とも維持する、こういうことが必要なのではないか。現状の制度は、所得代替率などといふふうに申しますが、右から二番目の数字の上にありますように約五五%といふふうに推計されます。これはドイツが約六〇%ぐらゐといふことに比べますと決して高いものではないといふことが、我が国の状況にかんがみて、これを引き上げるといふ要求をする必要があると思ひます。したが、少なくともこれは将来にわたって維持をする、このことを約束するのが政治の責任ではないだろうか、そのように思ひます。

この年金の水準の問題はぜひとも私も共通に念頭に置いておきたいと思ひますが、二〇二五年及びそれ以後の年金です。私自身は多分そのころは生きていないと思ひますが、年金審議会なんかでも大抵の人は生きていないような年齢の人がこの問題を議論してまいりました。これを受け取るのは現在の三十代から若い層の人たちです。私どもは、そういう人たちの将来に対してせめて現

行制度程度のものを約束すべきではないか、そのように考えます。

その場合の負担が大きくなり過ぎるというのが厚生省の主張でござひますが、このパンフレットの一番後ろを見ていただきますと、将来の保険料水準は厚生省が言うような過大なものにはならない。二〇二五年段階で完全な、いわゆる賦課方式だと考えますと、基礎年金の国庫負担を二分の一へ引き上げること前提にしてみますと、月例ベースでいうと保険料二五・四%ぐらゐ、小数点以下のところはほとんど有効ではないと思ひますが。それから、総報酬制にしてみれば二〇%ぐらゐ。それから、将来、基礎年金を完全な税方式に切りかえるとすれば、二階建て部分のところだけです。月例方式にしても一八%、総報酬制にすれば一四%程度でおさまるといふのが私どもの計算でござひます。

もちろん、現状よりは高くなります。しかし、これだけの負担を若い世代にお願いすること、これから将来の水準について約束すること、これらの組み合わせで全体としての年金制度をみんな支え合つていく、こういうことが必要なのではないだろうかといふふうにかんがひます。

そのほか幾つか申し上げたい点がござひますが、時間が参りましたのでこれで終わらせていただきます。あとは御質問をいただいて補足させていただきます。ありがとうございます。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。次に、坂内参事人にお願ひいたします。坂内参事人。

○参事人(坂内三夫君) 全国労働組合総連合、全労連事務局長の坂内でございます。

私は、今回の年金制度改悪案に対して反対の立場から意見を述べるとともに、国民の生活と将来に重大な影響を与える問題として、本委員会を初め国会での徹底した審議を強く要望するものであります。

長引く不況の中で、今日の産業、どの職場に

おいても労働者の雇用と生活が大変な状況にさらされている、このことは委員の皆さん御承知のとおりであります。

全労連が開設をしている労働相談にも、突然給料が減らされた、ボーナスがカットされた、正社員からパートに切りかえられた、配転を強制された、リストラで解雇された、会社が倒産した、そんな悲鳴が毎日のように殺到しています。家族の方からも、夫が過労死しそうで心配だ、子供が学校を卒業したが就職先が決まらない、年金や医療、介護の不安で夜も眠れないと悲痛な訴えが寄せられています。

私たち労働者は、ぜいたくでなくともいい、まじめに一生懸命働いたら家族そろって人間らしい生活が送れる、定年後にはささやかであつても安心できる将来が過ごせる、毎日毎日そのことを願って働いております。今回、政府が示している年金改正案は残念ながらそんな労働者の願いに反する改悪だと言わざるを得ません。多くの労働者や連合、全労連、全労協、労働団体がこぞって反対をしている背景、今日の深刻な雇用不安、生活不安、将来不安に政治がこたえてくれることを心から期待するものであります。

私が今回の改正案に反対する第一の理由は、まず厚生年金の支給開始年齢を段階的に六十五歳までおくらせるという問題であります。

これによつて、現在、男性で三十八歳、女性で三十三歳以下の人は六十歳代前半での年金が全くもらえなくなります。このことについて、政府は、六十歳代前半の雇用確保が前提だとこれまで言ってきました。その対策や手だては進んでいるのでしょうか。

現在、多くの大企業では六十歳定年制を労働協約で明記しています。しかし、実際にはリストラの名で人権侵害を伴うような早期退職の強要や出向、転籍の強要などによつて大量の解雇や人減らしを行い、労働協約で明記している労使間の雇用上のルールさえ守られていないのが現状ではないでしょうか。

これに対する政府の対策も極めて不十分であります。深刻さを増す失業・雇用問題、その最大の原因は余りにも身勝手な大企業の大数の人減らし競争にあるのではないのでしょうか。ところが、政府はこれを規制するどころか、産業再生法などによつてリストラ合理化企業に税制上の優遇措置を講ずるなど、むしろ労働者の雇用を脅かす政策をとっているのが現状だと思えます。ヨーロッパ諸国のような解雇規制も労働者保護の法律もない中で年金支給開始年齢を引き上げることが労働者の生活をますます脅かすものであります。

国際的に見ても、世界百十カ国の年金支給開始年齢を調べてみますと、男性六十歳、女性五十五歳という国が最も多く三二%、次いで男女とも六十歳が二五%、男女双方とも六十五歳というのは一三%にすぎません。正規の支給年齢が六十五歳であつても、各種の規制緩和措置を設けてそれ以前に支給を開始し、退職と年金支給を接続させて老後の所得保障の切れ目をなくするという措置を多くの国が実施しています。フランスでは六十五歳が六十歳に引き下がり、ドイツでもことしの一月に六十歳に早めることでドイツ経営者団体全国連合会とドイツ労働総同盟の基本合意が成立をしたと伝えられています。

定年前の退職強要が当たり前のようになりリストラの手段とされ、年金開始年齢が六十歳から六十五歳におくらされようとしている、こういう日本の現状は早期支給の国際的な流れにも反するものではないでしょうか。六十歳代前半の雇用確保という政府の前提が崩れていく以上、勤労者の退職後の生活を困難にする支給開始年齢の繰り延べは見送るべきと考えます。

第二は、年金の支給額を大幅に削減するという問題であります。

改正案は、物価上昇率については毎年、賃金については五年ごとにとまどめて上昇分を反映させるという現行制度を廃止するとしています。賃金スライドの実施年に当たるとしては三・八%の引き上げが本来あるはずでありました。これを凍結す

るとすれば、厚生省がモデル世帯の標準給付額としていた月額二十三万八千二百二十五円に当てはめると、年間で約二十八万八千円も減額されます。厚生省の説明によつても、二十年後の年金は今よりも月額六万円も支給額が減らされることになりました。

さらに、今回の改正案では、ことし四月以降に年金をもらい始める人は報酬比例部分の支給額を五%削減するとしています。これまでは千分の七・五であつた乗率が千分の七・一二五に引き下げられるわけですから、厚生省がモデルとする四十年フル加入の場合、二〇二五年には現行制度よりも月額約一万円の支給減となるわけです。現行の年金額がすぐに下がらないような経過措置が盛り込まれているとはいつても、大きな将来不安であることに変わりありません。

こうしたことによつて、若者が将来受け取る年金のカット額は幾らになるのか。厚生省も、夫が六十歳で退職し妻は専業主婦というモデル世帯で、現行では総額六千九百万円ももらえ、これが改正されれば四千九百万円になると答えております。現在、三十五歳の夫婦で総額一千二百万円にも上るカットをされる。超低金利政策の犠牲を受ける年金生活者に打撃を与え、現役世代の将来にも不安を加速させる、こういう賃金スライドの廃止や報酬比例部分の五%削減は改正案から削除すべきと考えます。

第三の問題点は、労働者、国民には大変な犠牲を強いながら、国が実施するはずであつた国庫負担の引き上げが先送りされていることであります。

国庫負担二分の一への引き上げは、前回、九四年の国会審議を通して国会と政府が国民に約束した公約であります。年金改革と言うなら、まずは全会派が一致して採択をした附帯決議並びに年金保険法の附則に明記された基礎年金部分への国庫負担を現行の三分の一から二分の一に引き上げる、この約束を果たしてから給付と負担をどうするかを議論すべきではないでしょうか。これは余

りに当然のことだと考えます。その約束をほかにすることは国民の政治と国会に対する信頼を損なうものであります。

現在、国民年金の保険料は月額一万三千三百円、高過ぎる保険料が払えない滞納、免除、未加入者の合計が一十二万人、第一号被保険者の四〇%を超えています。さらに、パートや派遣、アルバイトなど、政府の雇用政策の誘導によつて不安定雇用が急速に広がっているも、厚生年金に入りにくくても入れない。労働時間が通常労働者の四分の三以上の労働時間に満たない。企業が保険料負担を避けようとする。派遣や臨時は収入が不安定だ、就業が途切れる、こういう理由で厚生年金には加入をさせないという場合もあります。このような年金の空洞化を解決するためにも、国が財政面での責任をどう果たすのか、本国会審議で明確にすべきであります。

第四に、厚生年金の部分を含めると実に百八十兆円、年間支給額の六分の一にも上る巨額の年金積立金を株式市場などで全面運用するというリスクの問題であります。

これまでも厚生省が監督する年金福祉事業団の運用によつて一兆八千億円の累積赤字を出したことは国会でも問題になりました。厚生省は積立金の運用収益で将来世代の保険料負担を軽減すると言いますが、赤字の責任を一切とらうとしない厚生省にその運用を白紙委任することは危険だと考えます。経済金融情勢が激しく揺れ動く中で、年金をマネーゲームのリスクにさらす運用は避けるべきであります。

最後に、この間、労働者、国民には大幅な負担増を押しつけ、給付は大幅に削減するといふ年金制度や医療保険などの改正が進められてまいりました。公的年金を初めとする我が国の社会保障制度に対する労働者、国民の信頼は大きく低下していると言わざるを得ません。

経済企画庁が行った一九九九年の国民生活選好度調査でも、リストラ、人減らしによる雇用不安、医療、年金、介護費用の負担増に国民が強い

不満を抱いていることがはっきりとあらわれています。生活全般の満足度は四四・二％で過去最低となりました。老後に明るい見通しを持つている人の割合は二割に満たず、これも過去最低となりました。逆に、老後は今後とも明るい見通しではないと回答した人は八二・四％に上りました。

良識の府である参議院での徹底的な審議を尽くし、十分な国民合意を踏まえて決定すること、労働者と国民の将来不安を解消し、だれもが納得できる結論を導き出すことを強く要望いたしました。意見とさせていただきます。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。次に、広井参考人をお願いいたします。広井参考人。

○参考人(広井良典君) 広井でございます。

私は、社会保障全体の今後のありべき姿、そういった視点から今回の年金改正法案についてお話しさせていただければと思います。ほぼお手元にご置いますレジュメに沿ってお話をさせていただきます。

最初に、我が国の社会保障というものを全体として眺めますと、幾つかの特徴があるかと思えます。ここでは二点ほど指摘させていただきます。

一つは、混合型モデルとでもいうような社会保障となつていてということでございます。

この趣旨は、日本の社会保障は、年金も医療保険もそうでございますけれども、当初はドイツ型の社会保障のモデルから出発したわけでございます。サラリーマン中心で、所得比例給付というのが基本的な特徴でございます。それが次第に普遍主義モデルといえますか、イギリス、北欧的な社会保障の要素を導入していったわけでございます。そもそも皆保険体制にしたということが第一ステップとしてあったわけでありまして、そういった性格がよりはっきりしてきましたのが、年金におきます基礎年金の導入、あるいは医療におきます老人保健制度、これはサラリーマングルー

プと自営業グループ全体を橋渡しする制度をつくるということ、ドイツにはないタイプの仕組みであるわけでございます。

ところが、現在の日本の制度はいわばそうした移行の途上にあると言えるのではなからうかと思えます。基礎年金につきましても、三分の一が税、三分の二が保険という、いわば折衷的な形になっています。したがって、社会保障あるいは年金や医療保険制度の基本的な性格がわかりにくい、非常に複雑で原理となる考え方がはっきりしていない、そこが日本の社会保障制度の基本的な問題ではなからうかと思えます。

もう一つの現在の日本の社会保障の特徴として、社会保障給付費が全体として低いということがございます。

レジュメに社会保障給付費のGDP比を示してございますけれども、スウェーデンはもちろん、他のヨーロッパ諸国に比べても相当低い水準であるということが見てとれます。これまでは高齢化の割合が低いから低いという説明がなされてきたわけでありまして、ことし日本の高齢化率はスウェーデンを抜いて世界一になるわけでありまして、高齢化が低いからという理由ではもはや成り立たなくなる。したがって、なぜ日本の社会保障給付費は低いのかということを変更して、社会保険の必要が生じているわけでございます。

社会保険の中身で見ますと、失業給付や子供関連あるいは医療といった部分が低いわけでございます。まして、より実質的な背景といたしましては、いわば日本の社会保障はインフォーマルな社会保障とでもいうようなものになり依存してきた、とりわけ会社が提供する種々の手当等々に依存してきた部分が大きかったと言えるかと思えます。

ところが、現在、そうした会社あるいは核家族といったものが雇用の流動化、リストラ等々の中で急速に解体しているわけでありまして、社会保障制度全体の再編成が必要になっている時期と言えるかと思えます。

それでは、これからの社会保障全体と年金のあり方についてお話しさせていただきます。

まず、何よりも重要であらうかと思えますのは、医療、年金、介護といった社会保障の個別分野を縦割りで考えるのではなくて、生活保障の全体像がどのようになっているのか、社会保障全体のビジョンをまず示していくということが何よりも重要であり、また国民が求めていることであらうかと思えます。

そういった視点に即して考えますと、社会保障が、すなわち公的な部門が果たすべき役割といたしましては大きく二つの柱があらうかと思えます。一つは所得再分配、すなわち一定以上の生活をあらゆる国民に保障するという機能でございます。これは税を財源に保障するのが筋であります。

具体的には、年金の基礎的部分あるいは高齢者の医療や福祉はこれに該当するものではないかと思えます。もう一つはリスクの分散、すなわち保険でございます。これは民間保険ということも可能であるわけでありまして、経済学でいいます市場の失敗、民間保険が十分機能しない領域があるわけでございます。これについては強制加入の社会保険ということが求められるわけでございます。若年者の医療保険はこれに該当するものであろうかと思えます。そうでない部分、年金の所得比例部分といったものは民間保険にゆだねてよいというのが基本的な考え方ではなからうかと思えます。

二ページ目に参りますけれども、そういった点を踏まえまして、これからの社会保障の全体的な姿といたしましては、私は医療・福祉重点型とでもいうような社会保障が最も妥当ではないかと考えております。

すなわち、医療や福祉につきましましては、なかなかうまく市場が機能しにくい部分でございますので、公的な保障をしかりとする。患者負担拡大等々といったことは極力行わず、公的な保障を中心とする。

それに対して、年金につきましましては所得再分配としての機能、それから保険あるいは貯蓄的な機能、これははっきりと分けて、公的な制度、すなわち政府が保障するものといたしましては所得再分配、すなわち一定以上の生活をすべての高齢者に保障するという厚目の基礎年金、財源は税と、これに再編成を図っていくのが最も妥当ではないかと考えます。

その大まかなイメージを、ちよつと図が見にくくなって恐縮でございますけれども、簡潔に示しているのがそこに示している図でございます。それからもう一点、今後の社会保障について補足いたしますと、個人のライフサイクルを座標軸とする社会保障ということがもう一つの大きな柱であらうかと思えます。

すなわち、雇用の流動化あるいは女性の社会進出という中で、個人が単位となる社会になっていく。したがって、失業関連給付や子育て支援というものは一層の強化が求められる部分であらうかと思えます。

また、これは税と保険の役割分担を明確にしていくということも重要であるかと思えます。子供や高齢者につきましましては基本的に所得がない、一部を除いて所得がない世代であり、かつ医療などの給付も集中的に必要となる世代でございますので、当然それは所得移転としての性格が強まるわけですので、給付と負担、拠出と給付を均衡させる保険制度で維持するには原理的な困難がある。したがって、子供、高齢者については税を中心、逆に現役世代については極力保険原理に立つた制度とするというのが最も妥当ではなからうかと思えます。

その場合の税財源につきましましては、既存のものに加えまして消費税、これはやはりヨーロッパ各国の水準が軒並み一五％以上であることを考えますと不可避のことであらうかと思えます。さらには相続税、あるいは欧米諸国、ヨーロッパにおいては環境税を充当するといった改革も進められておりますので、そういったものが考えられるか

と思います。

いずれにしても、将来世代のことを十分に考え、負担の問題を避けて通らない議論が必要であらうかと思っています。

最後に、今回の改正案に即して三点指摘させていただきます。

第一は、既にお話し申し上げましたように、基礎年金の財源はすべて税にすることが妥当で、こうした方向の改革を直ちに進めていく必要があるかと思ひます。その趣旨は先ほど申し上げたとおりでございます。基礎年金制度がすべての国民に一定以上の生活保障を行うという趣旨から、税が妥当ということでございます。

かつ、基礎年金の水準を現在よりも厚目のものにする必要があるかと思ひます。これはなかなか確定的なことを言うのは困難ではありますが、けれども、現在の二・二倍ないし一・五倍程度の厚目の基礎年金の水準が求められているのではないかと思ひます。

二点目といたしまして、逆に所得比例部分は、先ほどの考え方から導かれますように、むしろ縮小し、最終的には廃止する方向での改革が望ましいと思ひます。

端的に言いますと、所得比例部分の年金といふのは、高所得の人が高い年金を、これは払った保険料に応じてということではありますけれども、高い年金を受けるといふことでございますが、果たして政府が、国家がそのような制度まで行う必要があるのか。所得比例部分はむしろ民間にゆだねて、政府の役割としては先ほどの基礎年金をしつかりとしたものにするというのが重要ではないかと思ひます。現在の年金制度が、相当な高水準の年金を受けている層が見られる一方、基礎年金につきましても半数が五万円未満といつたいわば過不足が生じている状況を踏まえますと、今のような改革の方向が望ましいのではないかと考える次第です。

三点目は補足的なことでございますが、学生の保険料については、今回、追納ということが出さ

れておりますけれども、むしろ一切認めないという方向が妥当ではなからうかと思ひます。これは

専門主婦、第三号被保険者が保険料を払わなくてよい、すなわち所得のない者は保険料負担をしなくてもよいということの均衡ということもございまして、若い世代におきます年金に対する信頼を確保するという意味でも、むしろ一切行わないというのが基礎年金の趣旨にかなう方向ではなからうかと思ひます。

いずれにいたしまして、社会保障全体のあるべき姿、今後の公私の役割分担ということを明確に打ち出す、その枠組みの中で年金の今後を考えていくべきではなからうかと思ひます。

以上でございます。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。

次に、神野参考人をお願いいたします。神野参考人。

○参考人(神野直彦君) 東京大学の神野でございます。

私は財政学を専攻しております。社会保障や年金を御専門に研究しないのは審議してこられた先生方を前にほとんどお役に立つようなお話しはできないのですけれども、財政学の立場から年金問題について発言をしてみましたので、全くの素人談義になる危険性があるわけですが、今回の年金法の改正問題についてお話をさせていただきますというふうに考えております。

財政学の立場からいいますと、私たちの経済は市場経済と財政という二つの全く異なる原理、一つは競争原理、もう一つは協力原理とでもいいたしうか、二つの全く異なる経済によって支えられていて、私たちの生活はこの二つの経済がうまくバランスをとらないとうまくいかないのだということをまず申し上げておきたいと思ひます。しかも、市場経済とか財政とかということはあくまでもこれは人間の生活にとつての手段です。目的と手段を間違えてもらつては困るということ。

今回の年金問題につきましても、年金財政とい

うのはあくまでも手段で、年金財政がやらなければいけない目的があるはずで、国民が安心して年をとることのできるような体制をつくつておくとか、そういう目的があるはずで、その手段として財政といふものがあるわけですね。したがって、財政そのものを、収支を均衡すること自体を追求してはならない。財政の危機の背景には必ず社会的な危機や経済的な危機がありますから、あくまでもそういう社会的な危機や経済的な危機に対応しながら財政を再建していく、そういう姿勢がとられなければならないだろうというふうに考えております。

最近のスウェーデン政府の合言葉といひますと、スウェーデンは財政再建をする目的として、強い福祉を実現するために財政を再建しよう、ストロングウェルフェアを実現するためにストロングファイナンスをやろう、こういうふうに訴えているわけですね。

年金財政は非常に危機的な状況にあるわけですが、けれども、私たちがこの財政を再建していく目的は何なのか。それはストロングウェルフェア、強い福祉を国民に保障してあげるためなんだという目的を見失つてはならないというふうに考えています。

こういう改革を進めるときに一番重要な点は、どこに行くのかという目的を明確に指示してあげることだと思ひます。目的の地に着いたらどういふことが起こるのか、そして私たちが行くべき方向性、これはこつちの方向ですといふことを明確に示してあげるといふことが一番重要なことではないかというふうに考えています。

道に迷つた人に道案内をするときに、一番わかりにくいのは、最初から右を曲がつて左を曲がつてこちらに行つてといふふうに教えると、途中で思わぬ工事現場なんかがあったりすると目的の地に行き着かないといふことがあるわけですね。したがって、目的の地はこの方向ですといふふうにまず指示す。その上で、あなたの今この現在地からこう行つてこう行つてこう行きなさいといふ

うに教えてあげることだと思ひます。

この改正も、一体どういう方向に向かつて、この目的を目指して進んでいくのかということをもまず明確に指示した上で、差し当たつてこの改革をするのだといふことをしないと、国民は不安におののくばかりだといふふうに言わざるを得ないと思ひます。特に、負担増や給付の削減を行つていくわけですから、では今後ともこういう負担増や給付の削減が続くのかどうかという不安におののいてしまつて、かえつて不況を深化させてしまいかねないといふことをはつきりと認識しておく必要があるといふふうに考えています。

そういうことを逃れるためには、例えば、先ほども神代先生からお話がありましたけれども、現在のシステムをこのまま守つていくと、人口推計を誤つたり、今回も人口推計は間違えた、間違えたといひます。今も人口推計は間違えた、間違えたといひます。それから、特に超低金利と申しますか、利子率、運用利回りの低下、こういったことが起こると、また負担増や給付の削減が起こるのではないかと国民は必ず不安におののきます。

確かに今回の改革は人口の推計の予測が違つたり経済成長率の見込みと違つたりしたことによつてそれへの対応として行われるわけですが、今後ともこの制度を維持する限りはこういうことが起こるだろうといふふうに思わざるを得ないと思ひます。

それはどうしてそういうことになるのかといふふうに考えてみますと、財政と市場というのは繰り返すようですが全く違った原理で動いていて、市場の方が違つた動きをした場合にはそれを財政の方がうまく補完できる、別な原理で動いていくわけですね。ところが、現在の年金制度は余りにも市場原理を入れ過ぎた、このことが非常に大きな原因になっているのではないかと、今に私は考えています。特に、積立制度の理念を

残したまま昨今言われている市場原理を導入する
ような改革の方向では、現行の制度を維持して
人々の生活を安定化させていくのは無理だとい
うに考えています。

ではどうしたらいいかということでありま
す、これも私は神代先生と全く同じ意見であり
まして、神代先生のレジメの中に、一九九九年
のスウェーデンの改正があつて、拠出建て賦課方式
の単一所得比例年金にすべきだという御提案が
ありますが、私も全くこのとおりだといふに考
えています。ただし、先ほど神代先生が御指摘
のように、スウェーデンと日本とは国情が違
うので、それを配慮して行うようにというお話が
ありますが、それも同じように考えております。

特にスウェーデンでは、四〇一に似た制度と
いふに申し上げておきますが、その制度と神
代先生がおっしゃっている制度と組み合わせ
るわけですが、日本のように貯蓄率の高い
国では四〇一に似たようなスウェーデンが導
入しているような制度をやる必要はない。ス
ウェーデンは消費が非常に多過ぎて、貯蓄が
低いために強制貯蓄をやらせているので、そ
れはやる必要はないといふに考えております
ので、拠出建て賦課方式の単一所得比例年
金、そしてこれは最低保障つきの年金を導入
すればいいのだといふに考えています。

ただし、年金だけでお年寄りの老後の生活
を支えていくのは無理でございますので、先
ほど広井先生がお話しになったように、社会
保障といふのはきちっとした体系立つたシ
ステムでもって老後の生活を支える必要があ
るだろう。

そこで、私の考えでは、三つの政府、国、
地方、社会保障基金、社会保障基金も一つ
の政府だといふに私は考えています。とい
うのは、実体のある政府もヨーロッパなど
にはありますので、一応この三つの政府を考
えて、それぞれの政府が役割と責任を果た
すという方向に改革をしていくといふのが
まず前提でございます。

お手元に私のレジメがございますが、一枚め

くつていただきますと、「三つの政府体系の概
念図」といふのがございます。

私たちの生活は、労働市場で働いて得た賃
金と、その賃金によって原材料を買つてきて、
この原材料に家族や家庭の中でアンペイド
ワークをしながら、無償労働をしながら、あ
るいは友人たちやコミュニティの相互扶助
に支えられながら私たちの生活といふのは
支えられているわけですね。したがって、賃
金とコミュニティでの無償労働、これを保障
してやれば人々の生活は成り立つわけであ
ります。

そこで、そこに書きましたように、社会保
障基金、社会保障とは一体何なのかという
と、これは生産の場においていわば友人たち
がお互いに正当な理由で失った賃金を保
障し合おうという制度ではないか。老齢とか
疾病とか失業とかという正当な理由で賃
金を失ったときにその賃金を保障してあげ
ればいいのだ。それに対して、地方政府の
方はさまざまなサービス給付で、あなたも
教会がやつていたように、老人ホームとか
ケアつき住宅とか、それから医療とかとい
うようなサービスを給付して、セツトで人
々の生活を保障するといふような仕組みを
つくればいいといふに考えられると思ひま
す。この二つの地方政府が供給するサービ
ス給付と社会保障基金が提供する賃金代替
としての年金、このミニマムを保障する責
任が中央政府にある、国にある、こゝにい
ふに考えています。

一枚おめくりいただきたいと思ひます。
そうしますと、社会保障基金という政府、
いわば社会保障基金といふところに拠出す
社会保障負担でやるべきことといふのは賃
金の代替でいいわけですから、その人の生
涯の賃金の一定部分を保障してあげれば
いいはずである。だから、今の基礎年金と
その二階建て部分から成り立っているよう
な年金を一律に所得比例の拠出建ての単
一年金に全部改めちゃう、一挙にしてしま
うといふことですね。

その上で、しかしこれは社会保障基金の責
任で

ありますので、中央政府、国には人々のミ
ニマムを保障する責任がありますので、そ
こに書きました拠出が全くない人、ゼロ
の人でももらえるミニマムベンション、
最低の年金といふのを保障してやつて、
斜線を引いてあるところですが、その部
分は中央政府が税で補完をする。特に国
税、ここは再分配になりますので、望ま
しいのは累進所得税とか法人税を軸に
した、直接税を軸にした地方税でこれを
保障することが望ましいといふことになる
わけですね。この二つの中央政府と社会
保障基金とセツトでもって年金を整備し
ていくといふやり方が望ましいのではない
か。これはスウェーデン方式を一部修正
してつくり上げたものでございます。

したがって、こういう方式に移るという
ことを前提に毎年毎年の部分的な改革を
進めて、できるだけ早い機会にこゝにい
う人々が連帯によつて安心できる生活
を保障するよう年金に移っていくといふ
ことが重要ではないかといふに思ひま
す。そうでないと、いつまでもこのま
までいきますと、繰返し繰返し予測に誤
りが起きたときに給付を削減したり負
担増を求めたりしなければならぬので、
先ほど来お話が出ているように、必ず
人々は年金に対する信頼を失つてしま
う事態になりかねないといふに考
えています。

時間でございますので、とりとめの
ない議論になつたかもしれませんが、あ
とは御質問で受けければいいと思
つております。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。
以上で参考人の方々の意見の聴取は終
わりました。
これより参考人に対する質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願ひます。
○久野恒一君 自由民主党の久野恒一
でございます。

本日は、参考人の諸先生方、公私とも
にお忙しいところ、我が委員会に出席
を賜りまして、いろいろと御示唆に富
んだお話をちょうだいいたしま

して本当にありがとうございます。話を
聞くほどになかなかためになることが
ございます。以下、私の質疑に入らせ
ていただきます。座らせて質問に入ら
せていただきます。

確かに、先生方のお話を聞いてお
りますと、どなたもともなことを言
つておられるわけでございます。そ
ういふ意味ではどなたも同じ質
問を思つて先ほどから考へてお
つたんですけれども、なかなか
該当してまいりません。どなた
も本当になるほどな、こゝにい
ふところをディスカッションした
いと思つてもなかなかさうい
う案が浮かばないわけございま
す。したがって、私の考へてい
ることをまず述べさせていただきます
といふと思ひます。

そもそも、私は、年金といふのは
社会保障制度の中にしっかりと位置
づけられたものである、そ
ういふふうに思つております。言
いかえれば、社会保障制度とい
ふのは、皆様方もおっしゃる
ように、医療、福祉、年金、そ
してこれから介護といふふう
に入つてくると思ひます。こ
ういふものが非常に不安定な
状態である。そういう中であ
る、今、年金法改正案が提出
されたわけござい

ます。
一方、この景気低迷の中で、先
ほど坂内先生がおっしゃるよう
に、非常に雇用が不安定であ
る。そういう労働条件、失業者、
その問題もございまして、し
たがいまして、厚生年金だけ
でもって物事を解決していい
のかといふふうに思つてござ
います。そういう意味では一
番最後の神野先生の考へ方とい
うのは非常に素晴らしい発
想であるといふに感じてお
りました。少なくとも最低保
障はやるべきであるといふ
のが私の考へ方、基礎年金
でもって最低の保障は国が
するべきである、これが私
の考へ方でございます。
過去、右肩上がりの保障制
度といふものはもうなくな
つたわけですから、ど
んどん少子高齢化でも
って年金も積み立てる
人が少なくなつて、受け
取る高齢者がふえてく
る。そうすると、

どうしても受け取る人のもう金額と面積、これはやっぱり同じ面積が今問われているんじゃないかなというふうに思うわけでございまして、積立率が上がって、そしてさらに給付率が下がって、という単なる数字合わせだけでは解決できない問題であろう、根本的にやはり改革をしていかなくちゃならない。

ところが、先ほども言いましたように、医療とか福祉とか介護保険ですけれども、福祉もそうですが、障害者プランとかなんとかがこれからだんだん決まってくると思えますけれども、そういうものがまだあまいことしている。そういう中で年金問題だけをディスカッションしたのでは、これはやはり片手落ちではないかなというふうに思います。

そういう意味で、私は自民党でございますので賛成の立場でもって質問させていただくわけでございませうけれども、やはりどういふ状況の方でも必要最低限の生活、老後の安定というものは保障されなければならぬ、そういうふうな思っている次第でございます。そういう意味では、いつりストラされてしまいかかわらない、そういう中で厚生年金だけを見直し、あるいは国民基礎年金を三分の一を二分の一に引き上げるとか、小手先だけの改革ではどうにもならないのではないかと、うふうに自分では思っております。

そういう意味で、質問でございますけれども、神野先生が二ページでもって「三つの政府体系の概念図」のお話をなさいました。中央政府があつて、そして人によって掛け率がそれぞれ違つて、そういうものには地方財政も絡んでくるわけでございませうけれども、そういう二者が交わり合つて、その掛け率に従つて基礎年金というものを取つ外しちやつて、三ページのAというところでもって支給額があるという考え方は非常におもしろいと思うんですけれども、この財源的な問題は一体どういうふうな算定しておられるのか、ちよつとお尋ねしたいと思います。

○参考人(神野直彦君) 時間がなかったものです

のでお手元のレジュメを御説明しなかつたわけですが、お手元の「協力社会における新年金」というレジュメの一番最初のページを見ていただきたいと思ひます。

まず、お手元の図で、三角部分の社会保障基金の方ですが、これは所得に比例して拠出する社会保障負担で行います。これは税か保険かというのはいろいろ定義があつて難しいんです。財政学の方では、もともと税というのには保険であるという考え方もあります。税保険説というのがありますので税か保険かというのは難しいわけですが、私の定義では、とにかく社会保障基金というある独立した政府みたいなものを抽象的に考えて、この社会保障基金という政府に、仮の政府ですが、独立した会計でも何でも構わないですけれども、そこに納めるのが社会保障負担ないしは社会保障の拠出金だというふうなことで、これは給与所得と事業所得に比例して拠出するというふうにして財源は調達をする。

ただ、企業側がどの程度負担するか、事業主がどの程度負担するか、比例して拠出する部分のうち事業主がどの程度負担するか、本人がどの程度負担するかというのとはまた別に考えなくちゃいけません、とりあえずその本人の所得に比例した拠出金で賄われるということです。

その負担の水準はこの三角形で、年金として自分の生涯得た賃金のうちどの程度保障してもらふのかという国民の意思決定で決まる。それから、ミニマムペンションの方は先ほど申しましたように国税で一般財源として繰り込みますので、この国税をどの程度の水準にするのかということもミニマムペンションをどの程度、最低限度の年金をどの程度の水準にするのかということも国民が意思決定できる。この制度にすると国民が意欲する、だから何%をもらふんだということがまずわかるようになります、国税を決めるときも、最低限度というのはここなんだから国税はこの程度必要なんだということがわかるようになる。

私は頭が悪いせいか、今の年金制度は自分の負担がどこでどういふふうになっているのかよくわからないので、あなたの年金は高いんですか低いんですかと言われても返答に困つちやうんです。私は能力が落ちるからそうかもしれない。一般の国民でもかなりの人がやつぱり困つていいると思うんです。ですから、こういう形でわかりやすく、国民が意思決定しやすいように、ああ、ここまでだったら、ここまでの所得を保障してもらふんだつたらここまでは負担するというのがわかるようなシステムにすべきだというのがこの案の趣旨でございます。

○久野恒一君 Aのポイントは大體幾らぐらいを考へておられるのか。

○参考人(神野直彦君) これは余り意味がありません。というのは、こういうことをするメリットはクロヨンサン、トーゴサンピンと言われている所得税の捕捉率も上げることができると。なぜなら、事業所得などをごまかして低く申告をしてしまふと当然社会保障負担は少なくなりまして、年金も少なくなつてしまふことになるわけなんです。

したがつて、ここをできるだけ斜めにしたいためにやつていいるものですので、だから年金額を少しでも払えばミニマムペンションというか最低限の年金よりも上げることができるとシステムにしていくということですので、この角度は余り意味がない。できるだけ角度をなだらかにした方がいいということぐらいで、年取でいいますと大體六百万以下になると思ひます。

○久野恒一君 四十一分まででございますので、本当に時間がございます。もつともつとお聞きして勉強したい点がございますけれども。

私が今お尋ねしたのは、やはり国民基礎年金とか厚生年金とか共済年金とか、三つに分かれていまして、これの中で、やつぱり国民というのとは、老後はだれしも平等に安心して過ごせる、そういう世代をつくりたい、そういう気持ちでお聞きしているわけでございますので今の質問になつたわけでございます。

けでございます。

広井先生にちよつとお尋ねしたいんですけれども、二ページの図の中でアメニティーとございませう。これはいわゆる厚生年金そのものをアメニティーと言つていられるのか、どういふ部分を、三階部分ではなくても二階部分だと思ふんですけれども、二階部分をアメニティーにとつたらいかかかという御発想で言つておられるんですか。

○参考人(広井良典君) このアメニティーは、ちよつとこれは誤解を招きやすい図で、これは医療についてのお話でして、非常に広い個室であるとかそういう部分については医療の場合すべてを公的に賄ふ必要がないという意味で医療に関して使つていられる言葉ですので、差し当たつて年金とは直接関係はございません。

○久野恒一君 もう時間がございませう。もつともつと質問したかつたんですけれども、本当に私自身は基礎年金だけでも生活ができるような時代にしたいな、私はそう思つております。むしろ二階部分はアメニティーでやつていいな、そういうふうな気持ちでございます。そのためには、早いところ医療がはつきりして、高齢者の医療はどのくらい、それから介護保険は一体どうなつていくんだ、そういうものがしっかりと安定した基盤の上に乗つていけることをこれから決めていく問題でございますので、そういう意味では区切りとして今回の年金法改正はとりあえず通していただいで、そして次のステップとして大いに考えていく場合があるんじゃないかなというふうに思ひます。

ほかの参考人の方には質問できなくて申しわけございませうけれども、これにて終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○直嶋正行君 きょうは、参考人の先生方、どうもありがとうございます。それぞれの立場から大變幅広い御意見をちょうだいしまして、本当に年金の問題というのは難しいなというふうに変更

めて思いました。
それで、順次幾つか、お話の中でお触れにならなかった部分等も含めて確認の意味で質問させていただきます。というふうに思っています。

幾人かの方が国民年金の今の空洞化について、さつき榎本さんからは九八年度の調査ではもう半数近くの人がというお話がございましたが、この空洞化について、神代先生、それから都村参考人は私の聞き落としかもしれないがお触れにならなかったように思いますが、どのようにお考えになっているかを簡単に聞かせていただければというふうに思います。

○参考人(神代和俊君) 空洞化についての議論は、先ほどの榎本さんの表現もそうですが、確かに大事な問題ではあります。私は括弧つき空洞化と書くことにしております。不必要に誇張されている面が多い、特に新聞等の書き方にそういう書き方が非常に多いのは遺憾なことだと思います。

と申しますのは、国民年金の保険料を納めていない人は三種類ございます。先生も御存じだと思いますが、一番多いのは免除者の約四百万人というのがございます。これはもとと社会保障の制度でありますから、地方税も納められないような低所得の人の保険料を一定期間免除するのは、むしろ制度の本旨からいって当たり前のことで、そのかわり保険料を納めなければその分だけ将来もらえる年金が減るということでありまして、短期的に、緊急避難的に免除しなければならぬ人が特に不況の際にはふえると思いますが、こういう人を空洞化という分子の中に入れるのはそもそも間違っています。

それから、もう一つの種類は未加入者でございます。この未加入者も主たる部分は自営業の方であります。サラリーマンでも年金受給開始年齢以前に失業いたしますと保険料を払わなきゃいけない、国民年金。身分が変わったことに気がつかない人たちがたくさんいらっしゃる、学生の問題はありますけれども、この未加入者はなるべく少なくした方がよろしいので、社会保険庁で近年随

分という加入促進の努力をなさって改善されてきていると思います。未加入者は九十九万人ぐらいだと思えます。

未納者は百七十二万人ほどいるようでありまして、未納者というのは一月、二月納めなかったという意味じゃなくて二年以上にわたって意図的に納めない人を指しておりまして、これが一番問題。中には相当高額の所得税を払っている方もいるやに伺っております。

私は、分子には未納と未加入の人を加えた二百六十万ぐらいの数を持つてくるべきで、分母は、空洞化論をおっしゃる方は二千万ほどの一号被保険者だけを分母にして計算されますが、六十年改正以来基礎年金で全部統一しているわけですから、分母には七千五百五十万ぐらいの人を持つてこなければいけないですね。そうすると、私の定義では、本当に納めていないのは三・八%なんです。ですから、これは決して軽い数字とは思いませんけれども、それに対しては国民年金法で所得税に準じて強制徴収することが規定されているわけですから、もう少しきちっと国民の義務を果たさせるような、既にいろいろ講じられておると思いますが、そういう努力をなさるべきだと思います。

○参考人(都村敦子君) 神代先生と大体同じなのでございますけれども、基礎年金を支えるのは第一号被保険者だけではないわけですね。

それから、保険料免除の規定は皆年金システムのもとでは不可欠なことであります。

ですから、通常、保険料を納めていない人が二分の一とか三分の一とか言われるわけですが、これは分子と分母と両方に問題があるわけですね。分母を一号被保険者だけにしているというのが問題で、国民年金被保険者全員を分母にすべきだし、それから分子の方は未加入者と未納者だけにすべきで、免除者というのはちゃんと法律で定められて、免除を申請すれば免除されるわけですからそれは除くということで、やはり現時点で五%弱になると思います。このような計算をします

と。ですから、二分の一とか三分の一というのは非常に誤解を招く数字という言い方であるというふうに思います。

以上です。

○直嶋正行君 では、榎本さん、多分お考えがあると思いますが、今の点についてちょっと補強していただければと思います。

○参考人(榎本純君) 実はお二方の先生と私とはかつて年金審議会という場でこの問題について大分議論をする機会がありまして、私は非常に違う考え方をしております。

つまり、現在、国民年金は一号、二号、三号と、三つの給付も負担の形態も全く異なる被保険者に分類されておるのは御承知のとおりで、例えばサラリーマンでありますとこれは給料から天引きをされる。これは問答無用なわけですね。

今、私たちが問題にしているのは、納めていないのが悪い悪いということよりも、納めないという現象が目立っていることは一体国の年金にとつて何を示しているのだろうかということなんです。これは明らかに制度に対する不信が深まっていることを示している一つのバロメーターである。その意味からいえば、サラリーマンについて言えば、毎月の給料から強制天引きされるのがバロメーターなんかになりつけないわけですね。

それから二番目に、定額保険料という現在のシステムは実際に納められない人を生みます。ですから、免除というシステムは必要なんです。それを前提にすれば、しかし、免除というシステムがあるからそれは合法的だから問題にならないんだということではなくて、その人たちは実際に、今でいうと三分の一しか年金が出ないわけですね、二万円しか出ない。それで基礎年金の役割を果たせるかといったら果たせないわけであって、そういう免除者が不可避的に出るような今の定額保険料方式、これは全く所得に無関係な定額保険料、こういう極めて逆進的なもの自体が制度の欠陥なんだというふうに思っております。

り問題になるんですが、払っている人についての問題もぜひ御注目をいただきたい。今払っている人たちが払って、払うか払わないかすれすれの人がいっぱいいるわけで、払いたいと思っていないけれども、一生懸命徴収係の人の説得を受けてようやく払っている人がたくさんいるわけですね。そのために、徴収係の人たちは、これは市町村の人であつたり、あるいは二年目は社会保険事務所の職員であつたりいたしますが、本場に朝早く行ったり夜遅く行ったり日曜日に行ったり、何度も何度も足を運んでいるわけで、そのために大変なコストがかかっております。我々サラリーマンの場合の徴収コストは大体〇・一%ぐらい、これは極めて低額ですが、現在の一号被保険者については千円集めるのに百円以上もかかっていると言われます。これは納めているから問題がないんじゃないかと、それだけのコストがかかっているということ自体が既に社会保険制度としてはとんだ破綻だというふうに言わなければいけないのではないだろうか。

以上でございます。

○直嶋正行君 ちよっと神野先生にお伺いしたいんですが、さつきお話の中で、積立金制度を含めて今の仕組みの中で年金を運用しようとしても将来的にこの制度の維持は無理じゃないか、こういう御指摘があつたように思うんですが、神野先生は今の年金積立金、これは大体百四十兆円、年金基金を入れますと百八十兆円というふうに言われているんですけれども、今の制度についてもちよっと詳しいお考えをお聞かせいただければと思います。

○参考人(神野直彦君) 先ほど申し上げたのは、今後積み立て不足と言われている額を積み増していきたいと思います。これは恐るべき額を積み立てていかなくちやいないわけですね。そういうことが一つ可能かということもありますし、それから先ほど来申し上げているように、それをやっても必ず予測とぶれるわけです。利率はどうなりそうですか、成長率はどうなりますかという予測とずれた

ときにまたやり直して負担増なりなんなりにいきますから、これは積立方式で高齢化が強まっていく過程を乗り越えようというのがとだいな無理なものではないかということです。だから、私どもの主張は、むしろ賦課方式に改めて積立金なんかは取り崩しちゃった方がいいという考え方であります。

○直嶋正行君 さつきお話の中で触れられなかったんですが、樺本参考人はこの積立金についてどのようにお考えになっていらつしやいますか。

○参考人(樺本純君) ただいま神野先生の方から伺いましたお話とくしくも私どもの考え方はほとんど一致しております。

年金と一口に申ししましても、民間保険といひますか私的保険といふのは必ず積立方式でやらざるを得ません。なぜかという、どうしても任意加入になるからです。公的年金の場合には積立方式ももちろんとれますけれども、公的年金なればこそとれるのが仕送り型の賦課方式なので、私どもは、今の年金が百八十兆円とか、あるいは將來の高齡化のピークになつてもこれが數年分、三、四年分あるとかというような財政の方式は非常に不健全なのではないだろうか。

お手元に私の資料として配っていたデータの部分がございますが、そのデータの二枚目のところにただの表だけのものが二つついてございます。これはプレゼンテーションで申し上げたかったのですが、上のものは昭和六十年改正当時の財政見通しです。下のは今回の改正見通しです。昭和六十年改正当時の見通しのときには、将来の高齢化のピークになったときには、積立金、これは表の一番右側の列を見ていただきたいのですが、これは何年分という数字でございますけれども、将来はこれはほとんど一年あるかなきかになってしまおうという予測をしていたし、当時の人たちはこれが年金のあるべき姿だと考えていました。最近では、この下にありますように、高齢化のピークになっても三、四年分の積立金を保持し続けよう。これは全く思想が違っただけであって、

これはかつての方が健全な思想だったのだろうというふうに考えています。

○**適期正行君** それからもう一点、年金水準とい
いますか、私の記憶でいいますと、五年前の改正
のときに、当時、名目賃金に対する年金額、年金
水準というのをはじいてそれをもとに給付額、モ
デルで計算してやっていたのを五年前の改正で、
いわゆる可処分所得スライドというんですか、こ
れに変更したというふうに思うんです。今回の改
正案は、今度は厚生年金の水準の五%カットとあ
わせて、法的事項ではありませんが、いわゆる賃
金スライド部分をやる、新規裁定のときのみで
それ以降の賃金スライドをやる、こういう発想
になっているんですが、結局ここで私は問題点と
して大きなものが二つあるというふうに思うん
です。

一つは、年金水準について長年とってきた考え方を五年前に変更した。それで、あのときも大変大きな議論があつたんですが、とにかく新しい考え方を導入した。それをわずかに五年たつて今回またまた給付の考え方を変更すると。たつた五年でこういう変更をするということが、国民の立場から見ると、年金の安定ということからいいますと本当に望ましいことなのかどうか。

特に賃金スライドというのは、本来いわゆる現役の賃金の上昇に合わせて年金給付もスライドさせるということですから、ある意味でいうと経済成長のバイを現役の方だけではなくて引退世代にも配分をする、こういう発想があるんです。多分、日本の年金制度というのは今までそういう発想に立って負担と給付も考えられてきた。

ところが、今回、私は政府の説明で一番問題だ
と思うのは、言ってみれば、申し上げたような
ことを、これ以降は経済成長の成果は引退世代に
は配分しないよ、これからは物価の伸びだけで
やってください、こういうことでして、これは私
は国民的に見て非常に大きな考え方の変更だと思
うんです。

ところが、余りこのことはきちつと説明されて

いない。この点について、賃金スライド導入時のことも含めて榎本さんからちよつと御見解をお聞きしたいと思うんです。

○参考人(柳本純君) 成長の成果配分の対象に退職者も含めるか含めないかというのは一つの選択であつて、一般論としてどちらがいいという議論は非常にしにくいと思うんですが、どちらにするのかについてははっきりとした理念が必要である。これについて、理念の変更であるものを理念のレベルでは議論せずに、お金がないからだ、財政上きついからだという議論だけでしてしまつところに一番大きな問題があるように思ひます。

これはその国その国によつていろいろ事情が違います。年金水準が非常に高いからそういうことは高齢者の生活を考えると必要ないという国もあるでしょう。それは例えば、先ほど代替率という

数字でお示ししましたが、現在の我が国の年金が将来に約束しているのは、現役と退職者それぞれ手取りで見ると、一定の前提を置いての数字ですが、一〇〇対五五です。これは決して高いとは思いません。ですから、そういうところでは、この五五％というのを下がらないように守る必要があるという意味で私たちは賃金スライド、可処分所得スライドというものを維持すべきだというふうに考えています。

しかし、非常に受け取り始めのところが高い場合にはそんな必要がないという国もあるいはあるわけで、その水準と無関係にこれは議論できないのかなというふうに思っております。それから、社会変動が非常に激しい場合には、これはゆつたりしているときとは非常に違うんだらうというふうに思います。

それから三番目に、高齢者の人が何を負担するのかということの見合いもございます。基礎年金を税方式にする、その場合に、私どもは二分の一までは一般財源、あとの二分の一については間接税を念頭に置いておりますが、間接税ということになれば、これは高齢者の方々もまた負担をお願いするわけです。そうすれば、そういうふう

高齢者自身も年金を受け取りながら一部負担をするということに対して見合つたものというのはいくらあつてしかるべきなんではないか。

そういう総合的なことの中で判断されるべきこととで、私どもは私どものあるべき姿として現状の制度の手取り賃金スライド、いわゆる可処分所得スライドは維持するのが合理的だというふうに思っております。

○直隸行政君 水準の話で、さっきお話の中で樹本さんからこの表、要は年金水準というのはいわゆる四十年加入モデルで議論されることが多いのだけれども、実際は違いますよと。それから、社会保険料負担等を除いた手取りで見ると水準がかたなり変わってきます、こういうお話があつたんですが、都村先生の方から先ほどお話しのとくにお配りいただいた「改正案の内容」、この一枚目の

右の上の方なんですが、年金水準について、高齢者世帯の消費支出のほとんどをカバーしている。と。五%切り下げ後も九二、こういう数字で御説明いただいているんですが、この部分というのは、今のお話でいいますと、いわゆるモデルの金額でこういう算定をされたものなのでしょうか、ちよつとそこを補足していただければと思うんです。

○参考人(都村敦子君) 厚生年金の給付水準についてでございますけれども、この数字は平成十年の家計調査に基づく高齢者夫婦世帯の平均的な消費支出を分母にしまして、厚生年金のモデル給付を分子にしております。

ですから、九四％というのは、二十五万七千円が高齢者世帯の平成十年の消費支出でありまして、それに厚生年金のレベルが二十四万二千円ということ で九四％ですね。それから、五％適正化の後のカバ－率については、同じく二十五万七千円を分母にして、五％カットされた二十三万七千円を分子に持ってきますと九二％ということですから、平均的な高齢者夫婦世帯の最近の消費支出と比べているわけで、この五％適正化された後の二十三万七千円というのは、衣食住と保健医療と交通・通信費を全部入れて、それにそのほか残つ

これは平均値ですから、もちろん今の高齢者は
 両極化していますから、非常に収入も高くて消費
 支出水準も高い世帯と、そうじゃない、ひとり暮
 らしの女性とかそういうところもあります。これ
 はあくまで高齢者夫婦世帯の平均的な消費支出と
 いうことで比べていきますから、もちろんもつと中
 身を分ければ違つてきますということでありま
 す。

以上です。

○直嶋正行君　つまり、要は、分母の方はモデルで四十年モデルを分子の方に置かれていると、こういう理解でよろしいですね。

ちよつとこの辺はまたいろいろと委員会の中で議論もさせていただきたいと思いますが、あと雇用との關係をやはり私たちも検討しておかなければいけないと思うんです。

今度の政府案では基礎年金から始まって、二階部分も順次二〇二五年にかけて支給開始年齢を延ばしていくということなのですが、一方で今こういう経済情勢あるいは雇用情勢が大変厳しい状況でございますと、とりわけ中高年齢者の方はリストラ等もあつて大変厳しいということなんです。

実際に、個人の生活設計を考えましても、やはり年金支給年齢と雇用年齢との接続というのは大変重要な話じゃないかと思うんですけれども、この点について特に榊本さんのお考えをお伺いしたいと思うんです。

○参考人(榎本純君) 御指摘いただきましたとおりでございます。雇用と年金の接続というのは

かつて、我が国の主要な企業は企業定年は五十五歳でございました。その当時、公的年金の支給開始年齢は六十歳で、会社は定年で追い出されて五年後にならないと年金は受け取れないという状態を、多くのサラリーマンは非常に苦しい中で再就職をし、低賃金の状況の中でぐぐり抜けて、ようやく六十になると追いつくと。そういう状態に對して、私どもは、六十歳までの雇用延長、すなわち定年延長ということを三十年もかかってやつてまいりました。

これが、六十歳未満の一律定年制は法律上違反であるということになったのはほんの二年前のことです。そうなったと思つたのは、年金の方が今度とは六十五歳からだという話になる。少なくとも下半身に関しては既に前回改正でそうなつちやつてゐる。そして、時あたかも雇用情勢は御案内のとおりでございまして、前回改正のときに下半身を用六十五歳にしていふことについては高齢者の雇用情勢が改善をするということの見通しに立つてしした話ですが、では、この間、高齢者雇用は前進してきたか。

パブルの真つ最中であつても、六十歳代の労働者は就職しようとする人一人しか仕事が見つかからない。あの年齢別求人倍率という統計が果たしてどのくらい信頼に足るものかということですが、極めてまともな仕事を発見するのが難しい状態にあることは昔も今も変わりません。しかも、我が国の企業はそれについて改善するための具体的な策を本気になつて取り組んでいるのか、私は極めて疑問であります。やむなく六十五歳定年延長ということを主張している労働組合もございす。しかし、主張できない労働組合もあります。

お考えいただきたいんですが、中学を卒業してずっと働いてきた人は六十歳で四十五年も働いているわけですね。それから、在職中大変きつい労働をしている人はたくさんあります。こういう

そういう中では、年金の方を先になくしていくのは逆だろうと。むしろ、戦がきちんと保障されれば、たとえ年金は出るにしても、やっぱり働いた方がいよということで、実際には年金を受け取らない人がふえていくというの方がはるかに健全なのではないかというふうに思います。

○直隴正行君 私も、今の雇用情勢を考えると年金支給年齢をさらにおくらせていくというのは大変問題が多いと思うんです。

実は前回改正のときに、榎さんからお話をありましたが、定年が六十歳だ、支給開始年齢は六十五だよ。では、五年間のこの谷間といいますが、これをどうやって埋めるんだという議論がいろいろありまして、結局あの当時、いわゆる部分就労、部分年金というんですか、要するに少し賃金は低けれども、働いている人にはその生活を補てんするという意味で年金も支給しなう、こういう発想が私は前回から入ったと思うんです。その一つの象徴が、六十から六十五歳にかけての二階部分の六十歳からの支給を残したと。

あの當時も、一階も二階も六十五にしてしまへ
という議論もたしかあったんですが、国会での議
論の中でそういう格好にしていっただけで、思
うんですが、ところが、それに沿ってこれからい
ろいろと努力省も今度新しい法案を出されると
か努力がさるれようというときに、実はその二
階も今度先送りよと。もちろんそれは二十五
年かけての話、先の話かもしれないが。

そういう意味でいうと、せっかく前回入れたその部分年金、部分就労という考え方が今回の改正でどこかへ行ってしまったんじゃないかな、こういうふうにも思うんですね、この点は私は私に実情から見ると相当深刻な問題だと思ふんですね、済みません、時間がありますんで簡単に

○参考人(樹本純君) この部分就労、部分年金と
いうのは、労働組合の方は十五年前から主張して
きたことですが、全く実現しておりません。

現在の在職高齢年金制度というのは、実は年金がカットされるだけで労働時間は短くなつていないわけですから、部分就労、部分年金ではなくて全部就労、部分賃金、部分年金なんです。その場合の部分年金というのは、実は年金ではなくて賃金補てんにすぎません。それでなくても年金財政がきつという中で、雇用調整助成金も真つ青なような賃金補てん機能を年金から支出するといふ非常に大きな矛盾が今の高齢者雇用の中にはあるわけでございます。

この部分就勞 部分年金という考え方がいぬる別個の給付という六十歳から六十五歳までの二階部分に示されたのだとすれば、その目的を實際に我が国の社会の中に定着させていくのはまさにこれから課題なんじゃないかと。それをなくそうというのは、私どもから見ればこれは改悪だということにならざるを得ないわけでございます。

○直嶋正行君 終わります。

○山本保君 公明党・改革クラブの山本保です。ちよつと声が聞きづらいかもしませんが、御覽聞させていただきます。十五分間しさがございませので、本来ですとすべての参考人の先生方にお聞きすべきだとは思いますが、ちよつとそうなりませんのでお許しをいただきたいと思います。

用意していなかったんですが、今ちょうど私の尊敬する直嶋先生からまさに労働の樞本先生に、非常におもしろい議論になったので、ちょっとそれに乗っけていたかどうかと。まだお話、多分足りないんだらうと思いますから。

これは、榎本さん、今のことについての価値観というか、つまり日本というのはいくとうときになきちんと目標を決めないとやらないんじゃないかと。十三年後から六十五歳にする、だからこの十三年間で、いろいろ労働の先行きなんかを見まし

ても、基本的に労働力人口が減ってくるんだと、今はちょっと特別ですけども。そういう中で六十五歳の方、そして今も、部分就労という言い方は私は余りその概念がはつきりしないんですけれども、しかし今までの、いわば生きていくためにやらなくちゃいけない仕事というところから、もつと生きがいだとかいろんな形での仕事や社会参加、いろんなものを含めた形での六十歳以上の方の人生というものをいかにつくっていくのかということが課題だと思っているわけです。

そのときに、十三年先からやろうじゃないか、こうすることは私なんかは妥当な方法ではないかという気もするんですけども、いかがでございますでしょうか。

○参考人(榊本純君) 大変高い御見識からのお話だというふうに向っておりますが、私も組合員の置かれていた状況は、先生のお話の次元とはやや違っておるのが実情でございます。

これは、労働省の統計をちょっと御紹介いたしますと、今の六十歳代の労働者で働いているのかというときに、もちろん生きがいとか仕事に対する喜びとかということも挙げられるけれども決して少なくないのですが、一番大きい理由はやはり経済的理由なんです。そして、その経済的理由を挙げると、逆に言えば経済的な理由によってかなり無理をしながら働かざるを得ないケースにある人たちがかなりいる。こういう人たちにとっては、少なくとも引退する条件というのを一方で保障して初めて他方でその生きがいとかあるいは仕事に対する誇りとかというものを十分に生かすということが積極的な評価される、そういう社会になるのではないだろうか。

その点で、私どもの周りで起こっている事態は、ハッピーな話も個人によってないわけではありませぬけれども、むしろアンハッピーな話をなくしていただくのが当委員会に私どもが期待している話だということでございます。

○山本保君 ありがとうございます。

労働界でお仕事をされていて、そういうほんのわずかでもマイナスイメージがあるのではないかとこのことに対しておそれを持っておられるということとはよくわかりますけれども、私などは今のお話を聞きながら、確かにこれは責任が重い、きちんとかいような高齢者の生活をつくっていくことをまたいろいろ御意見を伺いながらしなくちゃいかぬなと思いました。

では、ちょっとほかの先生にも伺うわけです。今いろいろお聞きいたしました、今後の年金制度には、例えば私的なものなのか公的なものなのかという議論もございました。それから、お金で行うのかサービスで行うのか、またその財源は税なのか保険なのかというまさにこの問題についての基本的な、時間が非常に短かったですから結論だけだったと思いますが、お話を伺って、私は当然これからそういうことの話をしていかなきゃいかぬというふうに向っております。

そこで、私どもの方からお願いたしました神代先生にまずお伺いしたいのでございますが、不勉強で、この委員会でも実はもうよく詳しい先生から出ておったんですけれども、スウェーデンの方式、先生のところに御紹介を、非常に中心のところだけ書いてございます。こういう抜本改正をという文章がございまして、このスウェーデン式の抜本改正というのはどういう内容でございましょうか、できましたら詳しく教えてください。

○参考人(神代俊君) スウェーデンのやり方がそのまま日本に持ってこられるとは私は考えていないんです。ただ、スウェーデン方式の非常に魅力的な部分は、そのメモの最後の方に、括弧の中に書きましたような点ではないか。特に経済調整スライド方式と、平均寿命が延びた場合に自動的に年金が減らせる制度になっているんですね。ですから、これはむしろ将来的に言うところと給付を引き下げるビルトインスタビライザーみたいな制度をとっているというところで、日本の世論の中でそ

ういうことが受け入れられるかどうかは全く私はわかりませんが、高齢化というもののもたらす財政的な大きな圧力というのを考えると、一々その都度国会で法案を出して御議論いただくというのはもう非常に大変でありますし、手間がかかりますので、そういうことをやったということが私は非常に注目すべきことではないかと。

基本的にどういうふうに向かえるかは、例えば単一所得比例年金というのは、神野先生のお話の中にも出ておりますけれども、これの前提条件はもう非常に厳しいと思えます。先ほど所得税の捕捉率が高まるというふうな神野先生の御評価でありましたが、逆に、最低保障年金をつけた場合は、所得税の方はうまくクロヨンで脱税しておいて、税金を払わないでいて、そして生活できなくなったら最低保障にただ乗りする、こういう危険性も非常にあるわけで、特に日本の一戸被保険者の大部分を占める自営業者の現在の税金に對する態度というものを前提にしますと、とてもこれはすぐには日本では導入できないという印象がむしろ私は非常に強いんです。

けれども、ここに示されたような経済成長が、特に労働力人口が減り出した段階で本当に何%維持できるのか、あるいは金利がどういふふうに向くのか、出生率が今後どういふふうになつていくのか、非常に不確定な要素が多い中で一々五年ごとに見直さなきゃいかぬというのは、これは確かに皆さん御指摘のように制度の安定性に対する国民の信頼を損なう危険が大変大きいので、スウェーデンのようなことができればいいなという願望を示したようなところであります。本當にこれを日本の現行の制度と、現実に既にたくさんの方が年金をもらっておりますし、期待をしておられるわけで、現行制度からスムーズに移行するその移行措置というのをよほど綿密にプランニングしませんが、考え方がいいからといってすぐそれに飛びつくというところは非常に難しいと思えます。ですから、いわゆる抜本改革の議論をするのならばそういうスタンスでやるべきではないかと

いう趣旨で書いたわけでございます。

○山本保君 ありがとうございます。

その次に一号被保険者の難しさということもお聞きしようと思っておりましたけれども、もうお答えいただきました、たしか先ほど神野先生からもそんな意味のお話があったかと私も思っておったんです。

日本の官僚が非常に丁寧に細かくつくっているのが逆に裏目に出て、予想できないことを予想しているわけですから当然変わってくる、変わるたびに法律の条文や数字を全部変える、こういう作業で何カ月も国会議員もえらい時間を食う。こういうことは何かおかしいなという気がしてしようがありません、特に最近のこの委員会の動かし方を見ています。何とかさういふ、全体的に制度のまねという意味じゃありませんけれども、今おっしゃったスタビライザーですか、そういうものは確かにこの次の制度改正のときには考えるべきだという気がいたしました。

ありがとうございます。

次に、都村先生にお聞きしたいのでございますけれども、時間的に無理かもしれませんが、一つは、先ほどちょっと榊本さんにお聞きしたこととも絡むのですけれども、先生の最後のところに、「改革のパッケージ」ということがございます。その中の六番にアクティブ・エイジング・ポリシーというのがございまして、私も最近、この前の委員会でも、今度のゴールドプラン21にヤング・オールドでしたか、元気なお年寄り九割というような数字が出てきて、初めて見たものですから、大分評価したんですけれども、この辺とか、また一番のライフコースに関する個人の選択の幅、こういうようなことについて先生のお考えをもう少し具体的にお願いできますでしょうか。

○参考人(都村敦子君) アクティブ・エイジング・ポリシーを推進するというところでございますけれども、今お話がございましたように、今は高齢という意味が一昔前と違うわけです。それで、高齢者の多くは健康で活動的なわけです。ですから、健康度と

個人の選好に従って、年齢のいかんを問はずでただけ就労するかを選択に關して最大限のフレキシビリティが与えられることが望ましいと思うんです。

それから、先ほどもお話がありましたけれども、労働から退職へ徐々に移行するような、そういう機会をつくることも大事だと思ふんです。

このパッケージのところの最初にも申しましたように、やはり年金制度を支える人たちが、これは今は就労していない高齢者とか障害者とか、あるいは家庭にいる専業主婦の方とか、そういう人たちがいろいろいるわけですが、年金制度を支える側をふやすということが年金の安定ということに対して非常に大きな意味を持つてくるわけです。ここでアクティブ・エージング・ポリシーと書きましたのは、高齢期になっても健康で活動的な高齢者たちが、経済活動とか社会活動とかボランティア活動とか、そういうところに参加して、何か生産的な人生を送ろうという人が今ふえてきているわけです。

ですから、その人たちをいろんな生涯学習政策とか健康政策とか就労政策とか、あるいはシルバー人材センターのような生きがい就労とか、そういういろいろな政策をもう一度再構築することによって、もっと高齢者の社会参加、経済参加を活性化していくことが社会にとってもプラスではないかというふうに思います。

○山本保君　ありがとうございます。私もまさにそう思います。NPOなどのことを一生懸命やってきたわけなんですけれども。

そこで、もう一つ都村先生にお聞きしたいんです。ちよつと意地悪な質問をしますけれども、今の支えるということになりますと、今度は子供のことになってまいります。たくさん子供を産んだ方がいいんじゃないかと。働いている女性の方が子供の数が少ないんじゃないかと、女性は働くことよりは家庭でちゃんと旦那さんを支えて子育てをしつかりやった方がいいんじゃないかというような感覚が一般にまだまだあると思うんです。

先生、男女平等とか女性が仕事と育児の両立というようなお話もありますけれども、この辺についてはどのようにお考えでございますか。

これで最後になります。お願いいたします。

○参考人 都村敦子君　横軸に年齢階級をとって縦軸に女性の労働力率をとると、よくM字型になるといいますね。子育てをするちょうど三十代の前半のところがたつと下がって、やっぱり退職して子育てでせざるを得ない。だけれども、先進諸国では昔はM字型だったんですけれども、子育て支援が充実してくるというようなこともありまして、今はほとんどの先進諸国が台形型になって、学校を卒業して就職してずっと高いところで労働力率が推移する、M字型に下がらないということがあるわけです。日本も少しずつはMの底が上がっていくつはあるんですけれども、やはりM字型なんです。

労働省で調査しておりまして、就労していない二十代後半とか三十代前半とか三十代後半の女性に就労の希望があるかどうかというのを尋ねてい るんです。その調査が行われているんですけれども、それを今働いている人に足し上げます。その足し上げたのを求めますと台形型になるわけです。落ち込まないわけですね。ですから、女性で子育てをしたり家庭で家事とか介護とかをしている人たちも、できれば経済活動とか社会活動に参加したいと思つていてる人が多いですね、その調査を足し上げます。

ですから、そのためにはやはり、最後のところにも書きましたように、仕事と育児や介護が両立できるような環境整備、それを行うことが非常に大事で、それを行うことによって子供を持ちたいと。持ちたいと思つていない人が持つことは、これは全く個人の自由ですから、持ちたくない人はそれでいいんですけれども、もし仕事をしながらも一人でも子供を持ちたいと思つていてる女性は、持ちながら両立ができるように社会全体で支えていくということが必要だと思うんです。それがまた、さかのぼつては年金制度にも社会保障制度に

もいろいろ拠出者の方に回るわけですから、プラスの効果をもたらすわけですね。ですから、そういう支援は、先ほど広井先生ですか、日本の社会保障給付費の比率が低いというお話がございましたけれども、三部門に分けますと、年金と医療については高齢化の程度と割とパラレルなんですね、外国と比べまして。

どこが違うかというと、年金、医療を除く部分の社会保障です。ですから、子育て支援とか介護の支援とか、あるいはケアつきの住宅をつくるとか失業者に対する支援とか、そういったいわゆる年金、医療以外のところが異常に日本は低いんです。そこが占めていてるということで、ぜひこれからその部分をもっと充実していくということが大きな社会保障の課題だと思うんです。

○山本保君　全く同感です。ありがとうございます。

○井上美代君　日本共産党の井上美代です。

参考人の皆様方、貴重な御意見ありがとうございます。私の持つてゐる時間が二十分しかありませんので皆様に御意見をお聞きすることができないのですが、私は今、たくさんさんの署名とかお願いだとか、それからファクスでも送つてきたりしますが、もしいただいたりしているんですけれども、やはり現場の意見をぜひお聞きしたいというふうに思っていますので、全労連と連合の参考人の方に御質問をして、ぜひ御意見を聞かせていただきたいというふうに思つております。

まず最初にお聞きしたいことは、二問あるんですけれども、一つは、先ほど少し話が出ておりますけれども、六十歳が六十五歳になっていく、繰り延べされるということにつきまして、今度の改正悪法案の中身では、国民の生活不安というのはさらに深刻になるといふふうに思ふんです。長引く不況の中で倒産、リストラ、失業、もう本当に深刻な状況で、私も聞くにたえないようないろんな状況がございます。そういうことで、職安も随分回りました。そして、どういふふうにして皆さんが仕事を探しておられるのか、どういふふうにあ

るのか見てきたんですけれども、これがまたなかなか大変なんです。

最近では、再雇用制度を採用するというところで企業が随分力を入れておられるようですね。けれども、これがまた再雇用ですから人の選別になるんです。選ばないですね。だから全員ができないということもありますので、そういう点で労働条件も非常に悪くなつていっているというふうにはお見受けしております。不安定雇用も大変ふえております。そうした中で、六十五歳になつたらそこをそこを切れないという気が非常に強いんです。これはこの委員会でもいろいろ審議されているところですので、ぜひそこをひとつ第一問としてお聞きしたいというふうに思います。

もう一つは、非常に年金が低い人の問題なんです。

先ほど、弊本参考人は生活保護水準並みのことを触れられたんですけれども、私も同じようなことを考へておりました。特に、低い人として女性が私は挙げられると思うんです。女性というのは、年金では男性の半分、もちろん賃金も半分です。だからそのまま反映しているわけなんです。

これは私、厚生省に計算してもらつたんですけれども、女性の場合、年金受給総額というのが三千五百万円から二千八百万円と、七百万円も減額になるということなんです。月額が月々十一万円ですけれども、これがまた八万八千円ぐらいに減額されるんです。本当に生きていけないというふうに思ふんですけれども、こういう問題について現場はどういふふうにお考えになるのか。

まずはこの二問について、全労連と連合にお聞きしたいと思ひます。

○参考人(坂内三夫君)　最初の御質問のときに久野先生から、年金は年金だけ取り出して議論すべきではない、医療、福祉、介護など総合的な社会保障全体をひっくるめて議論すべきではないかというお話がありました。私は、今、井上先生の話もお聞きして、それにプラスしてやっぱり雇用問題と年金問題はどうしても切り離せないという

気がいたします。雇用との結合問題を絡めて議論すべきだというふうに思います。その場合、日本の雇用システムというのが急激に変化をしている、しかもそれは一時的なものではなしに構造的に変化をしてきているということに注目すべきだし、考慮すべきではないかと思うんです。

御承知のように、日本の経済界は、戦後、日本の高度成長というのは日本の労務管理システムによつて支えられてきている、その土台は終身雇用制度と年功序列賃金である、こういうふうにおつしやつてこれまで日本の経済成長を支えてきたわけですが、しかしこの国際的な産業再編がずつと進む中で、日本の経済界はもう終身雇用制度や年功序列賃金制度というものは維持できなくなつてみずから放棄をしてきている。

それにかわつて今何が起こっているかといふと、労働の規制緩和が起こつて、九七年に女性保護が廃止されて、九八年に労基法が見直しをされて、九九年には派遣法と職安法が見直しをされた。その結果何が起きたかといふと、臨時、パート、派遣、アルバイトなどという不安定雇用労働者が急激に増加して、これが先ほど言いましたけれども一千二百万を超える。

こういう状況の中で、不安定雇用労働者の多くは厚生年金や社会保険などには加入をしていない。政府の調査によっても一七・九％ぐらいの加入率だというふうに言われているわけで、こういう雇用問題と結合して議論をすべきだというふうに思います。

ことしの春闘では、年金の支給開始年齢の繰り延べなどもありまして、それとの関係で六十歳定年制を改善して雇用延長を図れということが労働組合の強い要求になっているわけですが、この問題については、電機などの一部の大企業では労使間の進展が伝えられていますけれども、それはほんの一部の大きな企業にすぎない。大企業でも激しい競争社会の中で労働者の四三％、四〇％以上は定年前に退職をするというのが日本の現状でありまして、しかも中小企業の場合にはもっと深刻

だと思っています。雇用の延長とか再雇用制度などというのはいもう夢の話であって、早期退職制度とかリストラ、会社の倒産、雇用はますます厳しいというのが実態であります。

しかも、一たんリストラをされれば、離職をしたら再就職というのはほとんど困難で、全国の上業安定所に求人を出している企業の求人年齢の上限というのは三十七、八歳だと思います。しかも六十歳代前半の有効求人倍率というのはたしか一番新しい数字で〇・〇六ぐらい、十六人に一人ぐらいいしか職がないわけでありまして、まさに砂浜で小石を拾うよりも高齢者の就職は難しいというのが今の現状ではないかというふうに思います。そういう今の雇用情勢の中で、支給開始年齢の繰り延べというのはやっぱりすべきではないというのが私どもの意見でございます。

年金水準の問題、特に女性の問題に触れられましたが、この問題は日本の女性労働者の賃金水準の低さの問題とどうしても絡むと思うんです。私が今手元に持っている資料では、一九九六年度のILOの資料があるんですが、これによりまして、男性の賃金一〇〇に対してスウェーデンが約九〇%、ノルウェーが八七・二%、デンマークが八五%、オーストラリアが八一・一%、フランスが七九・一%、ドイツが七三・七、イギリスが七〇%、アメリカが六八・二%ですが、日本は断トツに低くて五二・九%というのが九六年のILOの資料です。

先ほど言いましたように、年金問題を総合的な社会保障、そして雇用や賃金との関係できちんと位置づけて議論をしていくということが非常に大事だというふうに考えております。

○参考人(柳本純君) 二つ大変大事な点を御指摘いただいたと思うんです。

まず第一に、六十歳以上の高齢者の就労問題でございまして、ここは従来、一律定年制というものがどういう役割を果たしてきたのか、これについてやはり見直すべき時期に入っているのではないだろうかというふうに考えます。

従来、我々は定年延長ということをずっと要求してきたということを先ほど発言させていただきましたけれども、一律定年制というのは、その定年年齢に達するまで企業側の解雇権はかなりの程度制約される、一種の日本型の雇用保障だと、こういう形でとらえてきたわけですが、実際に第一次石油危機以降の動きを考えると、例えば早期退職優遇制というようなものが非常に広範に導入されたことも含めて、必ずしもそれは従来型の雇用の安定にはつながりませんでした。

それからもう一つは、大企業と中小企業との垂直移動というふうな普通言われますが、中小企業が、大企業から排出された中高年労働者の受け皿になる。その中小企業の方は、逆に言うとき定年年齢というのはあつてなきがごとき状態で、高齢者の職場というのは専らそちらにシフトしてきた。

こういう時期があつて、今ではその受け皿そのものが収容能力を失いつつある、こういう状況なんだろうと思います。

生の御質問を含めて出ておりますが、一時間当たり賃金についての平等という考え方をもちと積極的に導入すべきではないか。これは、戦後日本の労働組合が長いこと中軸に据えてきた賃上げ闘争というものが必ずしもそういう内容を持たないまま今日に來ていることについての反省も含めてそのように思う。この点が一つでございます。

それから二点目の問題と絡みますが、定年前と定年後で個人がたつと変わるわけでも何でもないのに、実際には例えば再就職、再雇用ということをいったときに、本当にがたつと賃金が落ちてしまうんです。これは明らかに何か使用前、使用後みたいな感じで、変な言い方ですが人間を見ている、そういうシステムに今年制というのがなってしまうている。ハッピーリタイアメントという言葉がありますが、ちっともハッピーでない。それから、女性の年金水準の問題の御指摘でございますが、これは年金の制度が男女を差別しているわけではないので、現役時代の女性の賃金水

準とそれからもう一つは就労期間、この両方の面で、結果、年金水準が非常に低い状態が生まれている、こういうことでございます。

したがって、逆に言うと、就労条件からすると高齢者と女性というのは、一緒にするとしかられるかも知れませんが、非常に似ているわけです。これはある女性の思想家が言ったことですが、子供は人間以前で高齢者は人間以後で女は人間以外だと、こういうふうな非常に刺激的な言い方で僕はびびりました。しかしまさに壮年男子しか一人前ではない。こういうことがある意味では日本の戦後の経済成長の裏側にあった社会的なシステムだったとすれば、それを変えることが二十一世紀に向かって今非常に大きなテーマになっているのではないだろうか、そのように考えるとこちらになります。

なお女性の低額年金という事態について、今回の改正案は高額年金者についても低額年金者についても一律にその給付水準を引き下げる、この点について特に私どもは重大視しております。高い年金をもらっている人に對して、そんなに高くは要らないではないかという人に全体のために我慢をしてもらうということは当然あっていいと思いますが、高い人も低い人も一緒に下げてしまうというのはとても問題ではないだろうか。最後、一言余計なことでした。

○井上美代君　あと私は二問質問をしたいんです。それで、連合の方に御質問したいのは、私自身もいろいろと質問もさせていただいているんですけども、まだまだはっきりしない部分がありますし、問題点も相当あるんじゃないかというふうな思っているわけなんです。皆様方がどこに審議をすべき課題を求めておられるのかというあたりを聞きたいわけです。そこを連合に答えたいと思います。

そして四つ目のを、日本の女性たちは八六年までは五十五歳で支給されていたんですね。それを六十歳、六十五歳とずっと繰り延べしていつているわけなんですけれども、やはり今医療関係や運

輸労働者の中に五十五歳年金支給を求めていらつしやる方たちがいるということを知っているんですけれども、恐らく労働との関係があるんだらうというふうに思ふんです。だから、その辺を聞かせていただきたいのと、先ほどのお話の中で、外国では、フランスやドイツなんかでは六十五歳が六十歳に今度は変わってきているという世界の流れを触れられたんですけれども、そこも触れながら、もう少しその辺を聞かせていただきたいんです。よろしくお願ひします。

樹本さんに今の三番目のを、そして四番目のを全労連にお願ひしたいと思ひます。

○参考人(樹本純君) 手短かに申します。

年金の問題についてぜひ中心に据えて御論議、御審議いただきたいのは、水準の問題と支給開始年齢の問題であります。そして、それに対応した負担の問題です。

この三つの組み合わせについて、私どもは厚生省が出しているデータというのは決して十分に情報公開が行われているとは思ひません。例えば、将来の財政見通しの中で、現行の制度そのままであれば保険料が三五%ぐらいになってしまふ。私どもは全く違う結果を計算しておりますので、そういうふうになるなら、厚生省の推計の内容そのものが国民に明らかになるような審議をぜひともお願ひしたいというふうに思ひます。

以上です。

○参考人(坂内三夫君) 私は、今は全労連の事務局長をしておりますが、その前は病院の労働組合に長くおりました。日本看護協会の皆さんと一緒に看護婦等の人材確保法の成立などについて運動してきた経験を持っております。

看護婦の場合、今は約百万人の看護労働者がおりますけれども、その多くは月のうち三分の一ぐらい夜勤をしなければならぬという状況に置かれています。そういう中で、看護労働者の中では、六十歳定年、六十歳年金支給でも遅過ぎる、もう五十五歳ぐらいからどうしても年金支給をしてほしいという要望は非常に強いものがございます。

こういうものは、諸外国に行つていろいろなことを聞いてみますと、外国の場合には年金制度が割かし充実をしていますが、労働者の要求も、もつと退職年齢をうんと引き下げて年金も早くもらえようというのがある。欧米などの労働組合の要求ですが、日本の場合には、税金ながらもつと定年制を後ろに持っていくという、正直に申し上げまして、これは年金制度の貧弱さと雇用条件の悪化というものがやっぱり日本ではそうさせているのではないかとこのように思ひます。

国際的なさまざまな比較から見ましても、日本でも早く女性労働者の早期支給制度というものが取り入れられていくということを我々は強く願つております。

○井上美代君 今、私は五十五歳定年というものが、外国の場合には女性と男性の間に五年ぐらいの差を置きながら支給をしているというふう聞いています。それけれども、その辺は何かでしようか。

○参考人(坂内三夫君) 世界全部を調べたわけではないんですが、先ほど意見の場所でも申し上げましたが、世界百カ国ぐらいの年金の支給開始年齢は男女別にどうなっているのかということをお調べすると、男性が六十歳、女性が五十五歳という国が最も多く、これが約三三%を占めるというところを見ましても、男性と女性の間に、さまざまな条件がありますので、年金の支給開始年齢の段階を設けて、女性にもつと早く支給開始をすべきだというのが当然の女性労働者の要求でありますし、我々男性も含めてそのことを支援していかなければならぬ問題ではないかというふうに考へております。

○井上美代君 以上で終わります。

ありがとうございます。

○清水澄子君 社会民主党の清水澄子です。

私どもも、この年金の改正については、年金、医療、福祉、雇用を含めた全体的なビジョンという中で改革案を出すべきだという考え方に立っているわけですが、御指摘をされている方も多いんですが、今回の政府案というのは、財政面

からのみの非常に縦割りの改革に偏つていためにいろいろな問題が多過ぎて、早くこれを通過させないと言われても、私たちはこれで本場に責任ある審議になるだろうか、私たちはどういうふうにごこの内容を国民が納得できるようなものにするかということで悩んでいるのが現状でございます。そういう中で、ひとつ神代参考人に、私は十五分しかありませんのでぜひ御協力ください、お伺ひしたいわけですが、

やはりここでもちよつと問題を投げかけていらつしやるんですけれども、この最終保険料率は政府はほとんど影響を及ぼさないと申しているわけですが、先ほどから問題がありますように、今日のリストロとか雇用状況はこれまでのような状況じゃないわけです。そういう中で、本日に最終保険料率は影響ないのか。それからまた、四十年モデルというので、これに該当する人たちがいうのが非常に減るのではないかと、そういう意味でもこの政府の推計というのとはとても甘いと思うんです。その点が一つ。

それと、やはり改正案への批判について、今日、抜本改正と現行制度からの実現可能な移行措置に関する検討がほとんどなされていないというふうにごこの御指摘なさっているんですけれども、参考人がイメージされている移行措置というのはどういうことをお考えでしょうか。

この二点について、まずお伺ひします。

○参考人(神代和俊君) 最終保険料率は、私がそこに引用しましたように、厚生省の試算は、出生率、死亡率とを別としますと、賃金の上昇率とか物価の上昇率、運用利回り、ここに書いてあるような数字で計算していると思ひます。私個人は、そういう見通しよりも若干厳しいことも起こり得るんじゃないかなという危惧は持っています。ですから、後ろの方に書いたのは、将来、予想以上に経済情勢が悪化したときにどうするかというところも視野に入れて将来的には考えた方がいいというふうにお考えしております。

ただ、四十年モデルの人が減るというのはちよつと私は理解しにくいんです。今までは、私自身も二年前に公務員をやめましたけれども、たしか三十六年しか厚生年金と共済年金含めても掛けておりません。これは大学院なんか余計なところへ行つたためですけれども、今まではやつぱり四十年に満たない人がかなりいたと思ひます。今後はそういう人がどんどんふえてくるので、よほど激しい大恐慌が来て、失業者が何百万というのか今の三百万の二倍か三倍になるようなことになればちよつとわかりませんが、一般的には四十年の満額の人がふえてくるというふうに思ひます。

それから、抜本改正へのつなぎということですが、けれども、これは既にいろいろな方がいろいろな意見を出していることは御承知のとおりであります。消費税方式にしても民営化論にしても、そのいずれもが財源の手当てだけではなしに、現在までに既に発生している年金の債務の処理の仕方とつなげた形でスムーズな移行策というものを考えなければいけないと思うんですが、現実的な案として提示されているのは改正案で厚生省が出しになった案しかないんです。

それで、非常に魅力的ないわゆる抜本改正論というのはたくさんありますけれども、そのどれ一つとつてみても、具体的に果たしてそれで今までせつかつたあつた、まあまあそれはいろいろ欠点はあるにしても、国際的に見ても相当高水準の年金を今まで確保できて、今後も約束している。それを、この程度の改正をやればいろいろ問題は次々に出て来ても、まあまあ何とか維持できるというかなり確かな制度を放棄してまで別の不確かなものに乗りかえるということは非常に危険なことだと私は思ひます。

ですから、スウェーデン方式もここに書いたように傾聴すべき点がたくさんございますから、そういうものを取り入れて現行制度とドッキングさせることがどういうふうな可能なものかということも少なくとも今まで審議会では検討しておりますから、今後検討する必要があるというふうに考へていますが、ですからその移行のプロセスはだ

れにもまだよくわからないというのが正直なところかと思ひます。

○清水澄子君 ありがとうございます。

では、広井参考人にお伺いいたします。

先ほど基礎年金部分を公的年金としてもっと分厚いものにした方がいいとおっしゃったんですが、現状の二・二倍とか一・五倍とおっしゃったんですけれども、生活保護費との関係などはどうお考えになつておられるかというところが一点。

それから、基礎年金の財源については、先ほどは相続税とか環境税の導入を提案されましたが、企業の社会的責任という面から見ても、金額税方式にした場合の企業負担分の軽減等はどのようにお考えになつておられるか、この二点をお伺いします。

○参考人(広井良典君) 発表のときにも申し上げましたように、まず現在の基礎年金水準は低きに失しているということが確かに言えるのではないかと思います。六万七千、四十年加入の場合はそのうですけれども、平均すると五万円前後で、半数以上の人が五万円未満の年金ということですから過不足の不足の部分に該当すると。

それから、既にお話もありましたように、特にひとり暮らしの高齢女性が急増しているというような現状の中で、基礎年金をしつかりさせるというのには最も重要なことではないかと思ひます。

水準はどれぐらいが妥当かということ、これはなかなか一義的に言うのは難しいと思ひますけれども、基本的な発想としては、ミニマムというよりは英語でオプティマム、最適という言葉がありますけれども、最低生活の保障というよりはもう少し最適なといひますか、一回り厚いものというところにならうかと思ひます。

ただ、現実的には、一つは現在の高齢者世帯の消費水準、先ほど都村先生のお話にも出てきましたけれども、一カ月二十三万七千六百円というような数字が私の手元にあります、こういうものをにらんで、あと生活保護。生活保護は世帯人員によつて違つてきますので、基礎年金は一人が単位ということになりますのでちよつと計算の仕

方が違つてきますけれども、そういった生活保護水準との兼ね合いなど、あるいは消費水準との兼ね合いから見て先ほどの最適水準は何かというのを考えていくべきかと。そういうことで一・二倍から一・五倍程度というふうに申したわけですが、ここあたりは最終的には税によつてあまねく高齢者に保障すべき生活の水準はどれぐらいなものかというコンセンサスといひますか、そういったものになつてくると思ひますが、目安として今申したような水準ということにならうかと思ひます。

それから、財源につきましては、私は消費税それから相続税、環境税と申したわけですが、消費税はやはりヨーロッパ並みの一五%以上の水準になつていくことは不可避ではないかと思ひます。

それから、御指摘があつた点は企業との兼ね合いですけれども、環境税は、例えばデンマークあるいはオランダなどで環境税を社会保障財源に充てるというところは既に実施されておりますし、私自身は今後この環境の政策と社会保障を統合していくということは一つ大きな課題になつていくテーマだと思つておりますので、これは企業が負担するという意味でも考えられると。もちろん既存の、つまり消費税、相続税、環境税ですべて対応するというのではなくて、既存の税との組み合わせといたことでバランスをとつていくことになるかと思ひます。

ただ、これからの社会保障の財源としては、やはり社会保障そのものが個人単位化ということになつてきますと、基本的には個人が負担面でも単位となつていくというのが基本で、それを企業の、残る財源、税財源との組み合わせ、バランスをとつていくかということかと思ひます。

○清水澄子君 ありがとうございます。

では、榎本参考人にお伺いいたします。

繰り上げ支給の減額なんですけれども、今本場に六十歳から六十五歳という引き上げでも大変なわけですが、六十歳で年金を受けなきゃいけない

というときに非常に減額率が高いですね。今、国民年金ですと六十歳で減額率四二%になるといふ、これほどの減額という中では受け取る人も大変です、職業はなし。しかし、最近これを申し込む人も少なくなつてきているというんですけれども、そういう面も含めてどういうふうにお考えでしょうか。そして、この減額率というのはどういうふうに扱うべきだとお考えでしょうか。

○参考人(榎本純君) 私どものこのリーフレットの一番後ろのページをごらんいただきたいと思ひますが、それぞれ各国ごと、大体ここに挙がつてゐるのは支給開始年齢、フル年金でいうと、フル年金というが、制度上六十五歳から開始されるものが前倒しで支給したときにどのぐらいの割合になるか、これを一〇〇から引いたものが減額率ということになります。日本の場合には、今、先生からお話がありましたように、現在の基礎年金というの六十歳から支給した場合には減額率四二%で、六十歳以降五八%の数字に下がつてしまふ等々という各国比較をしたものでございします。私もこの問題をどのレベルでまず扱うかというところ、これは定額部分が六十一歳支給開始になるのは来年の四月二日以降なんです。まさに来年に向かつてこれは整備をしておかなければいけない非常に喫緊の問題だといふふうにとらえております。そして、もちろん安い年金をもらうよりは働ければいいんですけど、そうでない状況にある人たちにどうしてこれはいわば命綱みたいなものですか、そういう観点で扱うべきだと。

実は、我が国の減額率が極端に高いというのは、恐らく二つの理由があつて、一つは、これを制定したときは国民年金制度が導入された昭和三十六年で、その当時の六十五歳の平均余命というものを前提にしているんです。その後、我が国は長寿化しているわけですから、長寿化になれば長生きするわけですから、その前倒しに伴う減額率はずっと小さくて数値上合はずです。

それからもう一つは、当時の金利を高く見ていればこれは大くなるわけで、その両面からい

てこれは不合理だろうと。しかし、数理的にどこが客観的に合理的なのかということ議論するのは難しいので、むしろ政策的な判断になるのだからと思ひますが、私どもは五年で二〇%ぐらい、多くても二五%ぐらいの限度であればやむを得ないのかなというふう感じております。

問題は、来年からだということをお待たせしていただきたいというふう思つております。

○清水澄子君 ごめんなさい、もう皆さんにお尋ねする時間がないので、最後に榎本さん一つ。

年金福祉事業団の解散及び年金基金法についてです。これについて基本的な問題はないのでしょうか。

○参考人(榎本純君) 年金福祉事業団を解散して承継団体に切りかえるということ自体について私どもは反対ではありません。しかし、問題は、その後の承継団体が何をやるのかという問題であります。

年金福祉事業団がこれまでやってきた主な事業というのはいくつかあるといふふうに認識しております。一つは融資事業で、特に重要なのは私どもにとつては住宅融資です。それから二つ目は施設事業で、しばしば問題になるのがグリーンピアという大型保養基地でございます。それから三番目が、年金積立金の部分的な自主運用を昭和六十年以後やってきた。この三つでございますが、大きい変化は、この自主運用が、資金運用部からの借り出しでも部分的に行うのではなくて、資金運用部へ預けないで、今度できる基金というのがこれを直接自主運用する、ここが軸になつていくわけです。

しかし、その観点からすると、施設事業とか融資事業とかといふのはむしろ邪魔者であつて、そういうものはなるべく廃止した方がいいという考え方が一方にあります。私どもはこれは反対です。

特に住宅融資の問題は、これを廃止するならば新しい官民格差を呼ぶことになりまふ。なぜかといふと、公務員の人たちが入つてくる共済年金に

はこの融資制度はきちんと最初から組み込まれて
いるんです。それに対して、民間労働者が入って
おります厚生年金制度にはこういう融資制度がな
かった。これを後からつくってきたのは実は私ど
も労働組合の先輩たちです。そして、それをこれ
まで我々の組合員は大いに利用させてもらってき
ました。ですから、これはぜひ維持をしてほしい。
特に、高齢化に見合ったいい内容のものにしても
らいたい。

実際の今の運用システムには非常に大きな問題
があつて、それは克服しなければならぬ、改革
すべき点はいっぱいありますが、この制度そのも
のが間違っているというふうには私は全く思
いません。

それから二番目に施設事業でございますけれど
も、大型保養基地、確かに利用率は低いんです
が、観光旅館の平均値に比べて著しく低いとい
うと、それほどでもないんです。ただ、間違え
ているのは、非常にへんぴなところにつくってし
まったために短時間で利用するには絶対に向か
ない。もともとそうじゃなくて一週間ぐらいの長期
滞在のためにつくったはずなのに、実はそのよう
に活用するプログラムを厚生省は用意しなかつ
た。

しかし、あれは労使が出した積立金でつくった
一つの国民資産ですから、つくるだけつくって
いて、そのときにゼネコン屋さんをもうけさせて
要らなくなつてしまつたからぶつ壊すので、また
ゼネコン屋さんをもうけさせて我々の積立金は瓦
れきの山になるだけだ、これは一つも勘弁でき
ないので、ぜひともその有効活用ということ
を考えてほしい。これは高齢化対応で、年齢帯ご
とのグループの健康づくりセミナーみたいなもの
を労使で一緒にやれば十分に活用できるだろうとい
うふうに思っております。

それから最後に自主運用の問題ですが、本
当に我々の積立金、拠出したものでできているもの
ですから、間違つてもマネーゲームなんかには陥ら
ないように、安全確実を旨としてやってほしいとい

うふうに思います。

しかし、年金制度全体からいえば、そういうも
の運用収益に頼るなんというところは決して正し
い姿だとは思いません。将来は、そういうものに
は頼らない、頼れないといふものになつていくん
でしょう。また、なつていくべきだと思ひます。

しかし、当面はかなり巨額のものがあるわけ
です。これについてはぜひロスが出ないようにな
らう。その場合に重要なことは、システム
の透明性と、それから運用結果に対する責任の問
題。この点について全く現在の事業団は不明確な
のであつて、この点については大いに改革が必要
だと思ひます。

なお、住宅融資もこの自主運用の一環というこ
とになります。現在の住宅融資は別に低利融資
をやっているわけでも何でもない、日本の国
内で働いている労働者を相手にしていわば貸し付
けるということ、これは正確なものは本来な
いはずでございまして、そういうことも含めて、
住宅融資を含めた今後の融資事業のリニューアル
と積極的な展開というのを、高い保険料負担にあ
えていける現役の被保険者に対して少しでも還元
するという観点でぜひきちんとやっていただきたい
、これが私の期待であります。

○入澤 謙吾 自由党の入澤でございます。

最初に、神代参考人、都村参考人、それから神
野参考人にお聞きしたいのですけれども、昨年の
二月二十六日に提出されました経済戦略会議の答
申、「日本経済再生への戦略」の中で、年金改革
について幾つか提言がございまして。

一つは、公的年金はシビルミニマムに対応する
と考へられる基礎年金部分に限定し、その水準
は高齢者の基礎的生活コストをカバーできる水準
にしろと。それから、その財源は、二十一世紀の
なるべく早い時点で税による負担割合を高めて、
さらに将来的には税方式に移行することが望まし
いと。これが一点。それから二点目は、世代間の
不公平は正の視点から高齢者に過度の優遇措置と
なっている公的年金等控除の税制の見直しも視野

に入れろと。三つ目には、基礎年金部分が将来税
方式に移行した場合に報酬比例部分を完全に民
営化する。

こういうような年金改革の提言がございすけ
れども、これについての見解をちよつとお聞きし
たいんですが。

○参考人(神代和俊君) 結論的に申しますと、私
は余り賛成できません。

基礎年金を税負担するという点については既
にいろいろ、消費税でやるにしても、あるいは神
野先生御提案のような所得比例方式でやるに
しても、それぞれ非常に困難な問題があるというこ
とは、消費税については私の陳述の中で指摘してお
りますし、所得比例については非常に魅力的な考
え方なんです。先ほど申し上げたように、現行
の所得税の捕捉そのものに非常に難点があるの
で、にわかにはこれは実現はできないというふう
に思ひます。

また、そのほかにもいろいろな提案が、学者は言
論の自由がありますのでいろんな案を出してあり
ますが、現実的に現行の制度に置きかえるような
ものとしては、これは到底批判にたえない考え方
だと思ひます。

それで、年金税制の見直しは、これはある意味
で当然ですから、いずれやらざるを得ないかなと
思ひます。退職金も含めて。ただ、これこそ既得
権益が絡みますのでどういふふうになるかは私に
はわかりませんが、筋としては正しきと思ひま
す。

報酬比例の年金を民営化しろということ
ね。これは、日本の持つていける所得再分配の一
立派なところは、中小企業の労働者といえどもと
にかく報酬比例の部分があるということです。

先生御承知と思いますが、例えばアメリカの連
邦社会保障の年金は一万三千ドルです。しよ
うがなくて、いわば日本の基礎年金に該当する部分し
かないですから、あとを四〇〇kその他の企業年
金。しかし実際は、アメリカでも最大多数の企業
年金は確定給付型の年金を現にもらっている人

これには補足的に確定拠出をもらっている人も入
れますけれども、数として圧倒的に多いのは確定
給付をもらっている人たちであります。ところが、
アメリカの労働者の約四割は全く確定拠出も確定
給付ももらっていない、おまけに公的年金に報酬
比例がほとんどない、そういうひどい制度である
と私は思ひます。

それに比べると日本の公的年金は、いろいろ問
題があるにしてもとにかく、企業年金や中退金と
か財形年金とか多少フリンジがありますけれど
も、そういうものに一切入っていない人が約二千
万人おりますが、そういう二千万の中小企業労働
者もとにかく公的年金で報酬比例の部分がある
ということは大変すばらしい制度で、これを何とし
ても守る工夫をすべきだというふうに私は考えま
す。

○参考人(都村敦子君) 公的年金を民営化する
というところは、報酬比例年金を廃止するとい
うこと、これは、私は社会保険の長い歴史を逆
戻しすることだといふふうに思ひます。

社会保険というのは非常にすぐれた保障シ
ステムであつて、世界の多くの国で採用されてい
るわけですが、こういう確定給付型の賦課方式
の年金が長い歴史を持つていけるということは、
それによつて貧困が物すごく減少したわけであ
る、貧困の減少に寄与したわけですね。社会保険は、
負担と給付の関係が明確で均衡を確保しやすい
とか、それから受給権者は所定の給付を自分の公
の権利として受けられるとか、それから事業主負担
があるとか、いろいろメリットがあるわけですが
れども、そういう制度によつて、かつて高齢者イ
コール貧困という時代があつたわけですが、
もうそれが今はだんだん解消されつつあるわ
けです。

そういうふうな社会をいい方向に持ってきた制
度を廃止して民営化するというのは私は大反対で
あります。このすぐれた、先ほど申しましたけ
れども、社会連帯の理念に基づいて運営していく
社会保険というのを今度の改正でも中心に置く

て、これを継続するということがはつきり打ち出されたというのは非常に評価できるし、信頼できるといふふうに考えておりますので、民営化して移行していきますと、大きなインフレなんかがあった場合にどうなるのかとか、それから零細企業とか中小企業の人たちがまた再極化して、高齢期に貧困層に落ち込んでしまうわけです。そういうこととか、切りかえ時に二重の負担があるとか、いろいろ問題点が余りにも多くて、絶対この社会保険の長い立派な歴史は続けていくべきだということに思います。

それから、先ほどの榎本参考人に関連してちょっと意見を追加させていただきたいんですけれども、年金福祉事業団が行ってきた還元融資につきましても、事業団解散後も住宅融資を今後少なくとも十年間は実施して、その間の事業実績等をもとにしてその後のあり方を決めるということになっております。

それからまた、年金担保の融資につきましても、今後は社会福祉・医療事業団が事業を継続して続けていくということになっておりまして、年金制度の加入者とか年金受給者の福祉の増進には配慮した内容になっている、これは最初の意見陳述のときにもちよつと触れさせていただきましたけれども。

それから、グリーンピアにつきましても、事業からの撤退については時間をかけて行うということになっておりまして、地元の経済とか、それから年金加入者などへの影響が少なくなるように配慮されているということで、ちよつと先ほどの追加させていただきます。

以上です。
○参考人(神野直彦君) 時間がないうちですのでごく端的に申し上げますと、私は余り賛成できません。それは、先ほど来お話があるように、年金というのはあくまでも社会的連帯のための基金なんです。したがって、それを徹底させるべきだというのが私の考え方ですので、私は賛成できません。

例えば、先ほど来、ヨーロッパでは給付開始年齢の引き下げ圧力がかかるというようなことの議論がありました。これも同じことなんです。社会的な連帯の基金であるから、失業者がヨーロッパの場合に若年層でまず出てきますので、若年層のために仕事を譲ってもらいたい、世代間で連帯していきましようという基金だからそういう要求が出てくるわけです。そういうきちつとした位置づけを行うべきだということです。

それから、ミニマム保障について、これは税方式で、私の税方式というのは全く一般財源、国税を投入しろということなんです。消費税を投入することについては賛成できません。

なぜならと申しますと、お年寄りも消費をするでしょう、だから消費税をかけたら世代間の公平が確保できるという議論がその背景にあるわけですが、その議論の前提は、人間が二十から生まれてくるという前提をとっているんです。人間は二十から生まれます。したがって、子供時代に扶養されているときの消費税というのは現役世代が払うんです。子供がたかさんいば現役世代に重い負担になるんです。消費税でやれば、したがって、世代間の公平というのは消費税では図れない。

それから、その上、世代内の公平というのは崩れてしまうということです。私は、むしろフランスのように、フランスが生活保障を入れたときのように資金だけじゃなくて資産所得を加えるとか、それから純資産税を入れるとかというように、資産課税でもって資産所得のあるお年寄りにも負担してもらおうという方向を目指すべきだといふふうに考えています。

○入澤肇君 広井参考人は今のお三方の考え方に對して反論はございませんか。

○参考人(広井良典君) 恐らく、私は今の先生方のとかなり違った意見になるわけですが、私も私自身はやはり年金の役割というものを明確にさせていくべきではないか。発表の中でも申しましたように、一定以上の生活保障をするという機能に関してはやはり税が要

当で、その基礎年金部分をしっかりと確保するということが公的な年金の本来の役割というのがあるのではないかと。したがって、基礎年金というのはあまねく平等な給付ということになるわけですが、その部分をすべての高齢者にしっかりと保障される。

経済戦略会議の問題点は、むしろその基礎年金の水準が私から見ると低いということで、その一定レベルアップを図った上で、むしろ所得比例の部分というものは縮小し、私自身は最終的に基礎年金にすべて純化してもよいと思っておりますけれども、それが年金の姿として最もわかりやすい、かつ過不足のない姿ではないかといふふうに考えております。

○入澤肇君 最後に、榎本参考人にお聞きしたいんですが、年功序列賃金制とか終身雇用制が変なやつで、かなりの企業で年俸制を導入した一番のねらいは退職金を払わない、退職金制度をなくすといふふうなことがねらいとして言われているんですけれども、今までは退職金プラス年金といふことで老後の設計をしてきた。退職金がなくなると、年金部分のウェイトが非常に重要になるわけじゃないですか。

そうすると、今の基礎年金、それから報酬比例部分の厚生年金、この仕組みを基本的に変えていく必要性が出てくるんじゃないかといふふうな感じがするんですが、どうお考えでしょうか。

○参考人(榎本純君) 退職金の問題は、実は今の日本の労働者が持っている格差の中でも最も大きい格差なんです。しかも、これだけ統計の好きな我が国で、実際に幾ら払われているかということについての統計が全くないのも退職金なんです。

したがって、長期勤続、定年退職に伴う非常に巨額の退職金を得ている労働者というのは今までもそんなに日本全体の中では多いわけではありませんが、これは一部の大企業とそれから公務員、それも男子に限定されている。最大限見てもって全日本労働者の中の二割くらいじゃないかと思うんです。

ですから、それを日本の標準型のスタイルだと見るといふことは実態としてはできないんです。ただ、そうあるべきだといふ一つの共通の価値観が成り立ってきたことは事実なので、中小企業は全部そっちの方向を向いているわけです。しかし、実態はそうならない。

私は、個人的な見解だと聞いていただきたいんですが、長期勤続に伴って累積的に給付額が上昇するあいう退職金制度というのはもうもたないんじゃないかと思っております。そして、それは日本の労働者の平等という観点からいっても必ずしも望ましいことでもないと思っております。そうなりますと、逆に平等を保障した老後生活を保障するようなものといふのは、やっぱり公的な年金の比重を上げるを得ないのかなと。これを個々人の努力で、つまり典型的には預金ですね、私的な年金も含めて、貯蓄という形でやるとこれは現役時代の格差そのものなんです。現役時代の賃金格差がいろいろあるのはしょうがないんですが、老後になって仕事をしなくなっても仕事についていたときの格差がそのまま残るのはおかしいわけで、これを圧縮できるのは公的な年金だけだ。その圧縮機能といふことからいえば、定額の年金と報酬比例年金との組み合わせといふことにならざるを得ないだろうと思っております。

したがって、基礎年金が例えば生活保障に比べて低いのはけしからぬという議論が時々あるんですが、それはちよつと違う議論なので、生活保障といふのは一部の生活困窮者の方々のための生活を支える極めて特殊な給付です。基礎年金というのは全国民を対象にした給付ですから、片方は条件つき、片方は無条件給付なので、私は、基礎年金の現在の水準といふのはまあまあいいことでは、これは低過ぎるとも高過ぎるとも思いません。

ただ、実際にはそれだけで暮らせるものではないのであって、労働者の場合にはそのほかに報酬比例型の年金がある、自営業者の方々はそこに独自の資産形成や何かがある。そういうものも一切なくて、いろいろな事情で生活が苦しい人のため

に別個な福祉的な手当が条件としてある、こういうことではないかと思ひます。

○入澤肇君 終わります。

○堂本曉子君 無所属の会の堂本曉子です。

きょうはいろいろありがとうございました。

先ほど、神代参考人が、女性と年金は大変複雑な問題で、速やかに検討に入ってほしいというふうにおっしゃいました。今回の改正ではこの問題は入っていないんですけれども、人口の半分は女性ですので、大変この問題が先延ばしされていることに私はいささか不満です。その理由というのは、やはり一号、二号、三号というような被保険者に、分断と言っているように、全くある意味では違った年金の体制の中に置かれているということは余り公正ではないんじゃないかというふうに思ふんです。

それで、神野参考人が徹底した連帯の方針とおっしゃる中で、夫婦には二分二乗法を適用したいとおっしゃっている。そういうことで本当にそういう不公平を少しでも緩和できていく方法なのか、このところを御説明いただきたいのと、それから神代参考人に、そうおっしゃるのであれば、どういふような具体的なビジョンをお持ちなのか、次に伺いたいと思ひます。

○参考人(神野直彦君) まず、私の提案している中では、お手元の「協力社会における新年金」の(5)に当たりますけれども、「夫婦には二分二乗法を適用する」、したがって、夫の所得と妻の所得を合算して、その二分の一について負担料を支払う。支給の方もそれぞれの人についてずつと記録をとっておきますので、最後のところは、いろいろな方と離婚したり結婚したりしながらやっても、すべて二分の一ずつで合算したものの総計額についてそれぞれ女性も登録されていて、その額についてもらえる、こういう仕組みを考えているということなんです。

したがって、専業主婦と言われる人についても、結局、縦割り分業というんでしょうか、夫も妻も外で働いて、夫も妻も家事労働をするという分業

と、縦で、夫は外で、妻は家庭の中で分業しているというふうにみなして、合算して二分の一にしてしまおうというやり方で割り当てた方がいいんじゃないか。これはいろいろ難しいことがあって、主婦の労働ないしは家事労働をどう評価するかというのなかなか難しいんですが、とりあえず私の考えているのは、そういう方式で乗り越えられるのではないかと考えております。

○参考人(神代和俊君) 女性の年金については明確な答えがなかなか出にくいので先に延ばしたということなので、私自身もかなり迷っている点がある。たたくさんまだ残っておりますが、現行の制度を擁護するオフィシャルな議論というのは、いわゆる応能負担論ということで、これはなかなか筋の通った議論で、これにかわるものがあるというのには非常に困難だと思ひます。

ただ、応能負担論を前提にしても、なおかつちよつと私がどうかと疑問が残っていますのは、遺族年金になったときに、専業主婦で旦那が高月給をもらっていた人の遺族年金の方が比較的低い賃金で一生働いてきた単身の女性の年金より高くなるというように、これに関する不公平感、これは感ずるからいいとか悪いとかはなかなか言いにくい面もありますけれども、その辺の問題も含めてどうしようかということを検討せよということだと思ひますので、非常に難しいと思ひています。

ただ、私は、実は三号被保険者問題というのは、本当は年金の問題よりは税金の問題じゃないのか。配偶者控除の制度が果たして今日でも残すべき制度なのかどうか、これは非常に疑問に思っております。ただ、税調の問題でありますから、配偶者控除がある制度の中で専業主婦を持つている相対的に高所得のサラリーマンが非常に優遇されているという感じは共働きの世帯はみんな持っているわけです。

私は家庭の事情で、最初の家庭は病死しまして、そのときは専業主婦で、子供を産んで年金ももらわずに死にましたが、再婚した今の家庭はずっと

キャリアウーマンで、この間失業したんですけれども、これは家庭がきちんと働いていたために、私は再婚して以来は配偶者控除というものは全然もったこともないし、それで家庭が失業したら家内の分も国民年金も私が払っております、どっちに転んでも余り世の中いいたことがないなという感じがしております。

○堂本曉子君 広井参考人が個人単位ということを書いていらつしやるんですけれども、これは今お二人の議論からいいますと、しかも今、樹本さんや、それから神代参考人がおっしゃった、日本の女性は男性の五二%だということを考えると、先ほどのお二人の参考人への質問の逆さまの質問になりますけれども、その辺はどうお考えか。非常にすっきりすることは確かなんです。広井参考人は大変すっきりさせることが好きだということとはわかつているんですけれども、非常に明快であることは事実なんです。その五二%という給与、この点については、それからアンペイドワークについてはどのようなお考えでおっしゃっているらつしやるんでしょうか。

○参考人(広井良典君) 基本的には社会保障制度というのはいわば世の中の変化を追っていかけていくようなもので、世の中の変化に応じていかに適切に後から対応していくかというのが本来の姿であらうかと思ひます。

したがって、そちらが先行して、すなわち、女性性が実質的に就業率も低かつたり低賃金であるところを社会保障制度だけが個人単位ということと突つ走っていくと、これはある意味では本末転倒になるわけで、それを追いかけていく。ただ、世の中の方角としては、結局、およそ社会保障制度というのは家族や共同体の中で行われていたことが個人単位の社会になっていて、介護もそうだし、年金もそうだし、それを補完する制度として発展していくもので、それから経済が進展していく中で、さらに核家族が女性の社会進出の中で個人単位のものになっていくという方向自体はもう変えたい確かな方向だと思ひますので、

それをいわば追つかける形でそういった個人単位の社会になっていくのをもう一度支援するということについていくのかもしれないと思ひます。したがって、先ほど神野先生のお話になった二分二乗方式のよなもの、こういうものはやはり過渡期の制度としては非常に重要になってくると思ひます。

ですから、最終的な姿と追いかけていく過渡期の制度というのは区別して、追いかけていく適切なもので対応していくことになると思ひます。

○堂本曉子君 神野先生にもう一度伺いますけれども、今、皆様のお話を伺って、長いこと構築されてきた日本の福祉の社会保障制度の中でなかなかその切りかえが難しい部分だとは思ひます。しかし、なおかつ先ほど御説明いただいた二分二乗法だけでは不十分というふうにおっしゃったんですが、逆に社会保障がリードする部分もあるんじゃないかというふうには私は思ひます。

逆に言えば、今のよう形で三号被保険者の枠におさまってれば働かなくて済む、百三十万円以下という、そういう形でも今や一千二百万人という女性がその枠でそれを、両面あると思ひます。そこがあるから、老後も非常に先ほど言われた高いサラリーマンの奥さんであれば高い年金を得るということもできるでしょうし、一方で保障されるという部分もあるでしょうし、いろんな功罪があると思ひますけれども、そういった制度がある以上は逆に本当に女性の所得をきちつと上げていくことが難しい、足を引っ張るということもあるんじゃないかというところで、私は社会保障のあり方が税制とかそれから女性の賃金にまで響いてくるんじゃないかというふうに思ひます。ですから、その点はいかがお考えでしょうか。

○参考人(神野直彦君) 先ほど広井先生がおっしゃった二分二乗制度は過渡期の制度だということに関連するかもしれませんが、現在のように女性に対して必ずしもフェアな賃金体系になっていくという労働市場がきちつとでき上がっていないというふうな状況のもとでは、ある程度二分二乗のよ

うな形で各女性にもきちっとした年金権をちゃんと与えていくというようなことをした方が、三号被保険者に何かいびき打ちを打つような形で追いつくということよりも、その人たちにちゃんときちっとした市場が開かれているのであればいいのですけれども、開かれていない以上、やや過渡的なやり方かもしれませんが、そういう世の中に動くまでの間は少なくとも二分二乗制度のような形でつないでいくというのがフェアなんじゃないかというふうに考えています。

○堂本曉子君 その先はどのように、もしそれが過渡的なものだとすると、先は非常に理想的なものと申しますか、二十年後か三十年後かわかりませんが、どのようにお考えになりますか。

○参考人(神野直彦君) 二分二乗制度も全く同じことなんです、基本的には個人単位で考えているわけです。個人単位にやるために二分二乗という便法を使っておりますので、最終的には広井先生がおっしゃったような個人単位になるだろうと思います。

と申しますのも、結局、社会保障制度というのは、本来、家族とかコミュニティとか友人たちが連帯でやるべき生活の保障をそうした機能が縮小しているために代替するわけです。家族単位でやってもしょうがないわけです。家族機能が縮小しているために行われるものだから、個人単位で行うことになるというふうに思います。

○堂本曉子君 ありがとうございます。

○西川きよし君 本日は御苦労さまでございます。私がラストバッターでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、基礎年金の税方式について伺いをしたいんですけれども、昨年十一月の「年金と雇用」という雑誌の中なんですけれども、矢野年金局長がお書きになっておられるんです。

費税と保険料を併せたトータル負担は増えてしまいう人が多いからです。一番トクするのは企業です。だから企業が税方式を主張するのはよくわかるんですが、サラリーマンの代表と称する人たちが税方式を主張しているのは、どうしても理解できません。

こういうふうな御意見があるんですけれども、これはまず本参考人と、その後、広井参考人にお伺いしたいと思っています。

○参考人(樹本純君) その問題は、年金局長がどういう御理解かは別にいたしまして、ある意味で非常にわかりやすい御説明ですね。私も、税方式にしてしまえば何もかも解決すると言っているのではありません。税方式にすることに伴って生ずる新しい課題が当然あると思っております。

例えば、今の消費税でいいの、あんなものではだめだ。言え、どういう間接税が必要なのかということも問題になります。その中で、例えば今の基礎年金部分に相当するところは三分の二が保険料で賄われております。三分の二の保険料の部分は労使折半でございます。このところが消費型間接税であるということになると、基本的にはこれは最終的に最終消費のところで課税されるわけですから、言ってみれば消費者イコール労働者、こう考えますと、労使折半だったものが十割ゼロ負担に変わってしまう。これはおっしゃるとおりで、それに対する補償措置が必要になります。私もその補償措置の問題の検討も、これまた今までやられたことのない領域ですので、本当の税方式への切りかえのためにはぜひとも必要なことだと。これについては各方面にも訴えてまいりましたし、いろいろな方々からのアドバイスもちょうだいしてまいりました。

たまたま年金局長がそういう議論について余り御関心を向けていただけなかったのは大変残念なことですが、そのことは年金審議会の席でも私も議論をした記憶がございます。したがって、そのことを全く私どもが関心がないというのであれば、労働組合がそういうことを主張するのはおかしい話だというのは御批判として成り立つと思いますが、私どもはそれについては別なコンベンション、補償措置を必要としていると思うんです。大きく言って三つ考えております。まだ結論は出しておりません。

一つは労使負担割合、残った保険料部分についての労使負担割合を五、五ではなくて六、四にするとか七、三にするとかという、負担割合の変更です。

それから二番目は、現在の保険方式は標準報酬月額表というものがございまして、年金については一番頭が五十九万円、五十九万円を超える賃金の者は七十万円であれ百万円であれ五十九万円分しか保険料を取れないというふうになっているわけです。これは労使について共通なんです。労働者にとつてはそれを上げますと年金給付に反映しますからあれですが、使用者側については別に企業が年金を受けるわけではありませんから本来関係ないはずなので、この天井を労使で変えるという考え方。

それから三番目は、保険料の方はそのままにしておいて別個な負担、人を雇うということに伴う負担を使用者側に新しくお願いする。つまり、社会保険で楽になった分に相当する負担をお願いする。これは、ですから、法人所得税のように黒字の企業だけが払って赤字の企業は払わないということにはなりませんね、賃金と同じ、人を雇っているんですから。だから、最近の何かと話題の多い外形標準課税のような形になるのかなど。その場合には、人件費になるのか付加価値になるのかということになろうかというふうに考えております。

とりあえず、公費負担二分の一までの引き上げを何としても実現していただいて、その上に立って具体的な検討に入りたい、このように考えております。

○参考人(広井良典君) 二点に分けてお話ししたいと思いますが、まず現在の三分の一の税、三分の二の保険料ということ自体が非常に国際的に

見ても奇異な、特殊な姿であります。これはどうしてこうなったかといえますと、基礎年金制度ができましたときに、当時は増税なき財政再建というので、国民年金が破綻しかかっていたのを増税は一切しないで厚生年金の保険料で国民年金を救済する、こういうことで三分の一の税、三分の二の保険料という形がとられたわけで、老人保健制度も同じであつたわけでございます。ですから、基礎年金、三分の一の税、三分の二の保険料というのが私から見ると非常に中途半端な過渡期の制度であつて、いずれにしてもこれは基礎年金の性格からしても税で賄うのが筋であるというのがまず大前提でございます。

次に、では税にする場合にどのような税かというところで、私はやはり消費税というのがこれから有力な候補だとは思っておりますけれども、ただすべて消費税かという、必ずしもそれはそう考える必要はなく、所得税、法人税、そういった現行の一般財源との組み合わせで考えていくということとは、企業の負担とのバランスということを考えても考えられることだと思います。

ただ、消費税は、何度かもう既に申しましたように、国際的に見ても一定の社会保障を充実させているヨーロッパ諸国は軒並み一五%以上の、スウェーデンになると二五%というふうな、そういうことの対比からしても、やはり日本の税のバランスからしてももう少し社会保障の財源として充当することを当然考えてよいのではないかと思いますし、あるいはクロソンの問題等を踏まえまして、あるいは個人単位化ということを考えますと、一つの主たる財源として考えていっていいのではないかとこのように思っております。

○西川きよし君 次に、無年金障害者の問題についてお伺いしたいんです。

まず、今回のこの改正案でございますけれども、学生の納付特例制度、これは引き続き広井先生にお伺いしたいんですけれども、今回のこの制度をどういうふうにご評価されておりますか。

○参考人(広井良典君) 私は、大学で社会保障論

というのを教えているわけですが、率直なところ、学生の世代の現在の年金に対する不信感というものは相当なものがあるという、それがすべてよく知った上でのものかどうかという点はあるかと思ひますけれども、かなり不信感を持つてゐる。その一つが、所得がないにもかかわらず二十から払わなければならないということで、これはやはり第三号被保険者、所得がなくとも専業主婦は保険料を払ふ義務が免除されていることとのバランスを考えますと、あるいはそもそも基礎年金というものが保険料の拠出とは差し当たり独立して一定以上の年金を保障するという制度から考えますと、専業主婦と同様の扱いにしてしかるべきではないか。したがって、今回の改正のように改めて払ふということではなくて、一切その義務から解放するというのが最も望ましい姿ではないかというふうに思つております。

○西川きよし君 五十分まででございますので、引き続きこの無年金障害者の問題について関連してお伺いしたいんですけれども、政府の見解では、制度に入っていない方あるいは入つていてもその保険料を納めていない方、こういった方々に年金を支給するということはその制度の根幹に触れるわけですから、保険料は納めていないわけですから、対応することは大変に難しいということですが、たゞさんのお便りを私の方にも先ほどの学生さんの問題等々いたくんです。この点につきましましては、広井参考人はどういうふうにお考えでしょうか。その後、坂内参考人にもお伺いしたいと思ひます。

○参考人(広井良典君) 先ほどの質問とは。○西川きよし君 無年金の保障の問題ですけれども、いわゆる入つていてもお支払いしていない、そういう人にもいわゆる給付ができないかという。

○参考人(広井良典君) これは、結局基礎年金というものの性格をどういうふうにとらえるかということになるかと思ひますけれども、基礎年金というのは、基本的に先ほど申しましたように保

険料の拠出とは独立した形で、老齢の場合あるいは障害等の場合にその生活を保障するという制度のものであります。これはやはり一律にそういう保険料の拠出とは無関係に保障するというのが本来の筋だと思ひますので、そのような形で制度を実施していくのが妥当ではないかと考えております。

○西川きよし君 では、お支払いということですか。

○参考人(広井良典君) はい。

○参考人(坂内三夫君) 私も実は年金保険料を払つていない息子を一人持つてゐる身でありまして、国会でこんなことを申し上げるのはなんですが、今、若者それから学生の公的年金に対する信頼感というのは非常に低いと思ひます。それは、今もお話がありましたように、所得がないのに年金保険料を払わなくてはならない、仮に払つても将来払つた年金保険料に見合うだけの公的年金が支給されるかどうかということについて、若い人たちは非常に不安を持っていると思ひます。ですから、そういう若者の不安に本日に今回の年金改正法の中身がこたえているかという点、私は大いに問題があるというふうに思ひます。

○西川きよし君 そのお話は先ほどお伺いいたしましたんですが、無年金障害者の部分というのはいかがなものでしょうか。

○参考人(坂内三夫君) 無年金障害者の問題について、やっぱり今回の問題についてはいろいろな問題点があるだろうというふうに思つております。

○西川きよし君 引き続きまして、障害年金の中でも精神障害者の方々についてきょうはお伺いしておきたいんですけれども、障害の程度を評価する基準の問題ですとか、また病気になるますとその後にもいろいろ混乱するわけですが、なかなか申請ができないというケースがございます。

衆議院の方の議事録等々にも目を通させていたいただいたんですが、職場に勤めていた方が病

気が進行して職場に勤められなくなった。本来でいへば障害厚生年金の対象者であるはずなんですけれども、そういうこともなかなか申請ができなくて、退職をして病気が進行していつてそれどころではなくなつたわけですから、それで、いつの間にか無年金状態になつてしまつた、こういうケースも多々あるということもお伺いしておるわけですね。この精神障害者と障害年金という点で、いわゆる働いてゐる方の不利益ということについて、まずこれも樹本参考人と坂内参考人にお伺いをしたいと思ひます。

○参考人(樹本純君) この障害年金は、我が国の公的年金の中では最も不備な分野だと思つております。その最も不備な分野をカバーするための努力がこれまで極めて不足をしてきたということの中で、先生御指摘の一つは若年無年金障害者、この問題はまだ何の手当でもされてない。これは、今回の年金改正のときに第三号被保険者問題と並んでぜひとも何かしようということが審議会での大方の合意であつたにもかかわらず政府案には入っていない、こういう問題が一つでございます。それから、精神障害の問題は、これはほとんどまだ十分に検討されておられません。

二つ問題があります。一つは障害の程度の判定という問題と、それから障害者自身の実際に行動するための条件が非常に制約をされる。特に単身者の場合そうです。精神障害にも種類がいろいろありますけれども、これは種類の問題と程度の問題とが複雑に絡み合つておまして、これについては本人だけではいかんともしたい要素があるわけなので、これについてはぜひとも、不幸にしてそういう障害に陥つた人の生活全体についてのサポートシステムをとる以外にない。これは年金だけの問題ではないだろうと思ひます。

特に、あえて言いますと、分裂症の場合が非常に大変であつて、これに対する精神的なケアというのは、やはりかなりきめ細かいものを今後用意していくのが日本の課題である。これは、例えば年金の系統の問題で先生御指摘でございますが、

年金以外に手続が必要なことはいっぱいあるわけですね。

○西川きよし君 時間が短いものですから。手続やお医者さんのこともいろいろあるんですけれども。

○参考人(樹本純君) ただ、これは年金の問題を離れてきちんとした対応を考えれば、年金の系統の問題もその中で解決するのではないかとこのように思ひます。

○参考人(坂内三夫君) 精神障害者に対する考え方は、今の連合さんとは同一でございます。

前回、九四年の年金改正の議論のときに無年金障害者の所得保障などについて国会で全会一致の確認があるにもかかわらず、今度の年金改正の中に盛り込まれていないことは極めて不十分だと思ひます。先生おっしゃつた二分の一の国庫負担の問題とあわせて、この問題は、本委員会を初めとして、この国会で議論を詰めて結論を出すべき問題だろうというふうに考えております。

○西川きよし君 終わります。

○委員長(狩野安君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきましてまことにありがとうございます。委員を代表いたしまして御礼申し上げます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、臍帯血の保存・管理に要する費用の医療保険適用等に関する請願(第二七六号)

一、食品の安全確保対策に関する請願(第二七七号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第二八五号)(第二八六号)

一、年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願(第二八七号)(第二八八号)

(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)(第二九二号)(第二九三号)(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)(第二九八号)(第二九九号)(第三〇〇号)(第三〇一号)(第三〇二号)(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)(第三〇六号)(第三〇七号)(第三〇八号)(第三〇九号)

一、患者負担を元に戻し、安心してかかりやすい医療の充実に関する請願(第三一〇号)(第三一一号)

一、介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願(第三三七号)(第三三八号)(第三三九号)(第三四〇号)(第三四一号)(第三四二号)(第三四三号)(第三四四号)(第三四五号)(第三四六号)(第三四七号)(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)(第三五七号)(第三五八号)(第三五九号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第三六六号)

一、介護保険の緊急改善等に関する請願(第三六七号)

一、国民健康保険制度の充実・発展に関する請願(第三九二号)(第三九三号)

一、年金・医療の改善反対、社会保障の充実に関する請願(第三九三号)(第三九四号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第三九五号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第三九六号)

一、介護保険の緊急改善に関する請願(第四〇〇号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第四〇二号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第四〇五号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第四〇六号)(第四〇七号)

一、患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願(第四〇八号)(第四〇九号)

一、年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願(第四一〇号)(第四一一号)

一、安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会保障の充実に関する請願(第四一二号)(第四一三号)

第二七六号 平成十二年二月十四日受理
臍帯血の保存・管理に要する費用の医療保険適用等に関する請願
請願者 長野県須坂市大字高梨四四 中島 輝夫
紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二七七号 平成十二年二月十四日受理
食品の安全確保対策に関する請願
請願者 長野県須坂市大字高梨四四 中島 輝夫
紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二八五号 平成十二年二月十四日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区鎌倉三ノ一九ノ一二 下村京子 外二千四百一十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二八六号 平成十二年二月十四日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 神奈川県大和市西鶴間三ノ五ノ六 一〇三 工藤高栄 外二千四百一十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第二八七号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 埼玉県岩槻市小溝八七六ノ一二 国井隆 外千三百六十二名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二八八号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 川崎市川崎区渡田新町一ノ一一ノ六 北條三三男 外千三百六十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二八九号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 山形県酒田市御成町一四ノ一四 佐藤美和子 外千三百六十二名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九〇号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 和歌山県田辺市湊九八七ノ二 梅田稔 外千三百六十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九二号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 長崎県大村市松並一ノ二二一ノ一 〇 宮崎見司 外千三百六十二名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九三号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 名古屋市中区楠二ノ一一九 岩田 勘 外千三百六十二名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九四号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 長崎県佐世保市黒髪町六、六二〇 一〇三 井上昭子 外千三百六十二名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九五号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願
請願者 埼玉県浦和市瀬ヶ崎五ノ二九ノ二 二 相原清 外千三百六十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九六号 平成十二年二月十四日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 石川県羽咋市柳田町七二ノ七七

紹介議員 杉森昭生 外千三百六十二名
小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九七号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 山形県酒田市若竹町二ノ三ノ二一

紹介議員 斎藤国雄 外千三百六十二名
須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九八号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 石川県金沢市菊川一ノ二八ノ一七

紹介議員 笠置裕子 外千三百六十二名
立木 洋君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第二九九号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 長崎市滑石五ノ九ノ六ノ四〇二

紹介議員 坂梨健次郎 外千三百六十二名
富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇〇号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 長崎市石神町一〇ノ一ノ一〇一

紹介議員 平谷出 外千三百六十二名
西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇一号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 長崎市千歳町四ノ七ノ四〇四

紹介議員 竹伸二 外千三百六十二名
橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇二号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 横浜市旭区左近山一ノ二五ノ五〇

紹介議員 一 徳本朱美 外千三百六十二名
畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇三号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 名古屋市長区曾根三ノ二、八二〇

紹介議員 村松富士弥 外千三百六十二名
八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇四号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 徳島市北島田町一ノ二一ノ一九

紹介議員 前田恵理子 外千三百六十二名
林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇五号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 川崎市川崎区中島三ノ一四ノ一

紹介議員 塩原俊雄 外千三百六十二名
筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇六号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 大阪府大正区泉尾一ノ三五ノ二〇

紹介議員 稲生実子 外千三百六十二名
宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇七号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 徳島県小松島市中田町字浜田一〇

紹介議員 ノ五 大谷繁 外千三百六十二名
山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇八号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 徳島市津田本町一ノ九ノ七 鎌田

紹介議員 靖博 外千三百六十二名
吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三〇九号 平成十二年二月十四日受理

年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 石川県石川郡野々市町太平寺三ノ

紹介議員 一八二 堀清子 外千三百六十二名
吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第三一〇号 平成十二年二月十四日受理

患者負担を元に戻し、安心してかかりやすい医療の充実に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅五ノ一五ノ一五ノ

紹介議員 三〇二 本嶋恒夫 外千九十三名
井上 美代君

平成九年四月からの消費税増税及び同年九月か

らの患者負担増により医師の診療を受けられず、手遅れになる事態が生じている。ところが政府は、老人に新たな負担増を押し付ける「高齢者医療保険」の新設、薬剤負担を拡大する「参照価格制」の導入、治療内容を制限する診療報酬の「定額制」の拡大、さらには、サラリーマンに対する三割負担、大病院における外来の五割負担など、一層の抜本改悪を計画している。公共事業に五十兆円、社会保障に二十兆円というゆがんだ税金の使い方を改め、世界一高い薬価や医療機器の価格にメスを入れれば、医療・社会保障の財源は十分に捻出できる。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、業代にかかわる二重負担の即時廃止など平成九年九月一日からの患者負担増を元に戻し、平成十年五月一日から実施された難病患者の自己負担を撤廃すること。平成十年十月実施の長期入院抑制策を撤回すること。
二、国民に一層多大な負担を押し付ける医療抜本改悪の計画をやめること。

第三一一号 平成十二年二月十四日受理
患者負担を元に戻し、安心してかかりやすい医療の充実に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布一ノ二八ノ

紹介議員 一四 平賀公子 外千九十四名
小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第三三七号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島三ノ二五ノ一三

紹介議員 生駒正信 外千三名
阿部 幸代君

公的介護保険の確立は国民の切実な要求であるが、中小業者には国保料・税が重い負担となり、滞納世帯は三百五十万世帯にも上り、四十一万世帯には正規の保険証が交付されず資格証明書や短期保険証が発行されている。このような下で今年

四月から実施される介護保険制度に対し、国民の不安と怒りが広がっている。

ついては、国の責任で介護保険制度及び国民健康保険制度を次の事項のように改善されたい。

一、必要な介護サービスを提供できるようにするまで、介護保険料の徴収を延期すること。その間もサービスの提供は行い、現在の福祉水準を引き下げないこと。

二、政府は介護保険の国庫負担を増額し、介護保険料及び利用料を低額に抑えること。支払い困難な被保険者の介護保険料及び利用料の減免制度を確立すること。

三、国民健康保険証をすべての被保険者に直ちに交付し、短期保険証及び資格証明書の発行をやめること。国の責任で国保料・税を大幅に引き下げ、不況による減免制度をすべての自治体につくること。

第三三八号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 埼玉県越谷市赤山町一ノ一九九ノ

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三三九号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 東京都台東区浅草七ノ八ノ三 瀬

古保男 外千三名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四〇号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 静岡県浜名郡雄踏町宇布見八、九

八ノ一ノ四 神村隆好 外千三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四一号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 川崎市川崎区殿町一ノ一〇ノ一

ノ四〇四 米川弘 外千三名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四二号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県高座郡寒川町一之宮四ノ

四ノ三 海老根照子 外千三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四三号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市大庭八、〇七九ノ

一 菅藤邦男 外千三名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四四号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 鹿児島市西田二ノ二七ノ六 山下

幸男 外千三名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四五号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 鹿児島市中山一ノ一六ノ一七 荒

殿淳二 外千三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四六号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 名古屋市中区原二ノ一、六一〇

ノ二 古田春美 外千三名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四七号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 名古屋市中区黒沢台三ノ一〇八

森田登美子 外千三名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四八号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 岡山県玉野市築港一ノ六ノ二 山

本吉郎 外千三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三四九号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 広島県福山市沖野上町二ノ二ノ

三四 武田信義 外千三名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五〇号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 北海道江別市あけぼの町二ノ一

八 小松正 外千三名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五一号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡五ノ二ノ六

福田フミ 外千三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五二号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 北海道小樽市新富町六ノ一四 佐

藤広幸 外千三名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五三号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 札幌市南区南沢五条四ノ九ノ八

本間芳和 外千三名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五四号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 長野県諏訪郡原村一七、二一七ノ

一、七〇四 青木和司 外千三名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五五号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 長野県茅野市湖東八、七七〇ノ四

横沢民夫 外千三名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五六号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 長野県南安曇郡梓川村大字梓一、

三七二ノ九 岩崎敏男 外千三名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五七号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 千葉県浦安市入船二ノ一ノ九〇八

斎藤剛士 外千三名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五八号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 東京都荒川区町屋七ノ七ノ一

鈴木久美子 外千三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三五九号 平成十二年二月十五日受理

介護保険及び国民健康保険の改善に関する請願

請願者 東京都江東区永代二ノ三三ノ七

山田節子 外千三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三六六号 平成十二年二月十五日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市日吉町八、九七二ノ

五 伊佐治正隆 外八千七百二十

六名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第三六七号 平成十二年二月十六日受理

介護保険の緊急改善等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本新町二ノ一Aノ

一六ノ二〇七 阿部修二 外四千

五百五十五名

紹介議員 山下 芳生君

今年四月の介護保険制度導入を前にして、「保険料は取られるが、介護サービスは保障されない」、「保険料及び利用料を負担できない」などの様々な問題が提起されており、千二百を超える自治体も制度の改善を求めている。

ついでに、現時点における最小限の対策として、次の事項について実現を図りたい。

一、必要な介護サービスに関して、(一) 特別

養護老人ホームや在宅サービスなどの準備状況、(二) 保険料、(三) 現在サービスを受けている高齢者のうち、認定から除かれる人数及びその対策、(四) 認定審査会の公正・迅速な審査保障体制などに対する各自治体ごとの準備状況及び問題点について、政府の責任により全国的な実態調査を直ちにを行い、国民に説明・報告すること。

二、実施に当たっては、最低限必要な制度改定を行うこと。

1 基盤整備については、ホームヘルパー、特別養護老人ホームなどの目標を引き上げ、その達成を軌道に乗せること。

2 保険料については、国民全体の負担を軽減するとともに、高齢者や低所得者の減免制度を拡充すること。

3 利用料については、定率一割負担制度を緊急に見直し、低所得者に対する減免制度を拡充すること。

4 認定審査については、認定の決定権を市町村に移し、高齢者の実態に即した審査を行うこと。

三、保険料の徴収は、自治体の「サービス不足」解消の道筋がつくれるなど、一定のサービス提供の準備が整うまで延期すること。

四、サービスの提供は過渡的な措置として実施すること。

1 低所得者がこれまでどおり無料でサービスを受けられるよう、利用料の暫定措置を行うこと。

2 認定から除かれる老人の救済策を実施すること。

3 自治体独自の補助、単独事業打ち切りを中止すること。

五、介護財政における国庫負担率(二十五%)を大幅に引き上げること。

第三九一号 平成十二年二月十六日受理

国民健康保険制度の充実・発展に関する請願

請願者 埼玉県戸田市本町一ノ一〇ノ五ノ

一、〇〇一 福岡トシエ 外五百九十名

紹介議員 井上 美代君

国民健康保険の加入者はもとより低所得者が多い上に、不況による所得の減少、失業、倒産などのため、その生活は非常に深刻な状況にある。しかも高額な保険料(税)に加え、窓口の自己負担が三割掛かる一方、傷病手当及び出産手当もないため病気になることも仕事を休めず、診療を受けられない状況にある。不況の下で保険料(税)を滞納している世帯は平成十年六月には全国で約三百二十万世帯に上り、年々増加している。また、正規の保険証ではない短期保険証及び資格証明書が発行された世帯は三十三万世帯にも上っている。さらに、今年四月からは介護保険料が国民健康保険料に上乗せされるため、事実上の大幅な負担増となり、滞納世帯が一層増加することは明らかである。

ついでに、国民の命と健康を守るために保険証の交付を徹底し、国民健康保険制度を国の責任により充実・発展させるよう、次の措置を採られたい。

一、国の責任により国民健康保険料(税)を大幅に引き上げること。そのために国民健康保険に対する国庫負担を大幅に増額すること。国の責任によりすべての自治体において不況による減免制度をつくること。

二、すべての被保険者に対し国民健康保険証を直ちに交付し、短期保険証及び資格証明書の発行をやめること。

三、傷病手当金及び出産手当金の給付を強制給付とし、実施のための財政措置を図ること。

第三九二号 平成十二年二月十六日受理

国民健康保険制度の充実・発展に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ一四ノ

二八 岡田育延 外五百九十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第三九三号 平成十二年二月十六日受理

年金・医療の改善反対、社会保障の充実に関する請願

請願者 東京都豊島区南大塚三ノ四〇ノ四

ノ五〇二 神谷由美子 外九十九名

紹介議員 井上 美代君

政府は公的年金の支給額を切り下げる改悪法案を国会に提出しており、また、高齢者に一層の負担を強いる法案を提出しようとしている。今重要なことは、国民が安心して暮らせるための施策を推進することである。

ついでに、速やかに次の措置を採られたい。

一、年金について

1 基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げ、全額国庫負担を目指すこと。

2 年金財政の巨額の積立金を計画的に活用することにより、保険料及び掛金の引上げ並びに支給額の切下げは行わず、賃金スライド制を廃止しないこと。

3 年金支給開始年齢の六十五歳への繰延べを当面行わず、すべての年金について六十歳支給を原則とすること。

二、医療費について

1 高齢者の医療費一割負担の導入、入院給食費の値上げ及び高額療養費の引上げなど、新たな患者負担増をやめること。

2 医療保険に対する国庫負担の増額により、患者負担の軽減を図ること。特に薬代の二重取りをやめ、健康保険の本人二割負担を一割負担に戻すこと。

三、介護保険について

1 特別養護老人ホームの建設及びホームへ

ルバーの増員など、不足する介護サービス
の基盤整備を緊急に進めること。

2 低所得者の利用料及び保険料を減免し、
そのため国の負担割合を現行の五十%に維
持すること。

3 介護の認定及び提供されるサービスの水
準は、高齢者の生活実態を踏まえたものに
改善し、少なくとも現在受けているサービ
スは後退させないこと。

4 介護サービスの基盤整備が一定の段階に
達するまで、保険料の徴収は凍結し、その
ための財源は消費税などの増税によらず、
無駄な公共事業の削減等で措置すること。

第三九四号 平成十二年二月十六日受理
年金・医療の改悪反対、社会保障の充実に関する
請願

請願者 横浜市区和泉町四、二七六ノ二
五 国府順子 外九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第三九五号 平成十二年二月十六日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に關
する請願

請願者 神奈川県大和市下鶴間一、五三五
ノ二五 星野三枝 外二十四名
紹介議員 清水 澄子君
婦人保護事業は、性的被害・売春、心理的・身
体的暴力、失業・浮浪女性、心身に障害を持つ女
性、外国人女性、女性特有の窮地に追い込まれた
妊産婦のように、生活上困難な状況にある女性の
保護及び自立支援を担っている。同事業の根拠法
は売春防止法であり、婦人相談員がその業務を担
当している。しかし、社会福祉事業法においては
社会福祉を目的とする法律として売春防止法が挙
げられていない。また、福祉事務所の所掌事務の
中にも売春防止法が明記されていない。したがっ

て、婦人相談員の位置付けが確立されず、対応に
困難が生じている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、社会福祉事業法に定める社会福祉事業の一
つとして売春防止法を法的に位置付けるこ
と。

第三九九号 平成十二年二月十六日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に關
する請願

請願者 川崎市多摩区登戸五四〇 石川正
幸 外五百四十七名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四〇〇号 平成十二年二月十六日受理
介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 京都市北区鷹峯南鷹峯町二四ノ一
六 稲葉正 外五千名
紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第四〇二号 平成十二年二月十七日受理
総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目
三 舩昇 外千七百五十名
紹介議員 竹村 泰子君
難病や慢性疾患に苦しむ患者は、少ない専門医
療機関及び不十分な医療・生活保障制度の下で高
齢化し、障害は重度化・重複化し、肉体的にも経
済的にも家族共々困難な療養生活を送っている。
入院又は在宅によっても患者が希望に応じて安心
して医療を受け、患者や家族が毎日を生きがい
を持って過ごせるよう、総合的な難病対策の早期確
立を求める。

ついで、次の事項について実現を図られたい。
一、難病の原因究明及び治療法確立のための予
算を大幅に増額すること。

二、難病患者及び長期療養者のために国立療養
所を整備し、在宅医療への支援を含めた専門
医療機関として活用すること。

三、身体障害者福祉法など各種法制度の谷間に
置かれている難病患者らの医療、リハビリ、
福祉、教育、就労、住宅及び移動に関する総
合的対策を確立すること。

四、看護婦不足を早急に解消し、大幅な増員を
図ることにより行き届いた看護を保障するこ
と。

五、難病患者、障害者及び高齢者が安心して生
活できるよう、年金制度を改善すること。
六、東京に全国患者会館を設置するとともに、
生活・医療相談及び無料検診などを行う「難
病センター」を全都道府県に設置すること。

第四〇五号 平成十二年二月十七日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に關
する請願

請願者 山形県鶴岡市大山一ノ二五ノ八
鈴木一彦 外七千九百九十九名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第四〇六号 平成十二年二月十七日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市善行団地一ノ四ノ
一〇一 曾我美由紀 外一万七千
九百五十五名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四〇七号 平成十二年二月十七日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市南塚口町八ノ二ノ八
ノ二〇六 高杉幸治 外一万七千
九百六十六名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三九三号と同じである。

第四〇八号 平成十二年二月十七日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい
医療に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市塚原四、三八五
ノ一二宮久蔵 外一万七千九百
九十七名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第四〇九号 平成十二年二月十七日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい
医療に関する請願

請願者 大阪府西淀川区竹島四ノ九ノ二八
野村光良 外一万七千九百九十七
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第四一〇号 平成十二年二月十七日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に關
する請願

請願者 岐阜県羽島市正木町森新田二ノ一
二 吉村はる美 外一万七千九百
二十一名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第四一一号 平成十二年二月十七日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に關
する請願

請願者 岐阜市領下一、三五七 臼木友幸
外一万九百九十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第四一二号 平成十二年二月十七日受理
安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に關する請願

請願者 東京都杉並区和泉三ノ六〇ノ一〇
ノ四〇六 押味夏子 外一万四千
三百八十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第四一三号 平成十二年二月十七日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会
保障の充実に關する請願

請願者 広島県庄原市掛田町三二〇ノ二

永江タカ子 外一万四千三百八十

一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

平成十二年三月八日印刷

平成十二年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P